

きみは リッチ?

指導書



- 多重債務に陥らないために -

こんなときどう
したらいいの？



知るぽると
金融広報中央委員会

はじめに

本書は、高校生用教材『きみはリッチ?』の指導書として作成しました。教材『きみはリッチ?』を学校の授業などで使用する場合の教師用指導書として、あるいは、家族の話し合いのきっかけとする場合の保護者用参考資料などとしてご活用ください。

高校生用教材『きみはリッチ?』では、クレジットカードや利息、契約、保証などの社会生活上の基本的な知識や、多重債務問題に巻き込まれないための心構え、万一トラブルに巻き込まれた場合の解決のヒント等を平易に解説しています。また、本書では、教材『きみはリッチ?』の各テーマに即して、指導の目標、指導の進め方、留意点を明示し、用語や法制・制度、社会背景などについて解説しています。「11『教材』活用法」と併せてお役立てください。

社会環境が大きく変化している今日、高校生が、将来自立した消費者として自ら判断して適切に行動するためには、経済生活を営む上でのしっかりとした基礎知識を身に付けておく必要があります。教材『きみはリッチ?』および本書が、多くの高校生および指導者の皆様にとって、明日の「真に豊かな生活」の礎となることを祈念しております。

金融広報中央委員会
(事務局 日本銀行情報サービス局内)

本書について

本書は高校生向けに制作された教材『きみはリッチ?～多重債務に陥らないために～』の指導書として編集されたものです。これら出版物の元になったものは、1985年に消費者教育副読本刊行会より出版された同様の生徒向け読本および解説書です。当時、クレジット・ローン問題が進行するなかで、若い世代がこの問題に関心を持ち、クレジット社会の表と裏をよく理解した上で自立して生きることを願って、弁護士や教師、消費者団体の関係者らによって出版されました。あれから18年もの年月がたちましたが、事態は変わることなく、むしろ情報化社会が急展開を見せるとともに、クレジット市場は拡大の一途で、問題もより複雑化の様相を深めてきました。そこで、元とさせていただいた副読本および解説書のご執筆者ならびに関係者のご了解を得て、過去の貴重な財産であるこれらひと組の出版物を改めて見直し、新たな社会状況や法改正などを加え、大幅に書き改めて出版することになりました。教材とともにご活用いただければ幸いです。

2003年7月

2003年7月発刊後、貸金業法の改正等を反映して改訂を行って参りましたが、この度、社会状況の変化に合わせて、カードや消費者金融、ヤミ金融等の記述を改めるとともに、統計データを改訂しました。従来と同様にご活用ください。

2007年10月

指導書 Contents もくじ

プロローグ - きみならどうする？ - 4

1 消費者信用 総論 6

- ① 今は何でも手に入る豊かな社会？ 6
- ② クレジット（消費者信用）とは何か 6
- ③ 私たちの消費生活をめぐる変化 7
- ④ クレジット社会 - その光と影 8

2 カードの知識 10

- ① カード時代 10
- ② さまざまなクレジットカード 10
- ③ クレジットカード取り引きのしくみ 11
- ④ クレジットカード取り引きQ&A 12
- ⑤ クレジットカード利用に際して注意したい点 12

3 クレジット契約のしくみ 14

- ① 販売信用について 14
- ② クレジット契約と通常の売買契約の違い 15
- ③ クレジット決済のしくみ 16
- ④ クレジットの問題点 17
- ⑤ クレジット契約書の読み方 17



4 消費者金融 24

- ① 消費者金融会社 24
- ② 質屋との違い 27
- ③ 銀行との違い 27
- ④ 新しいタイプの消費者金融 27



5 利息の知識 28

- ① 利息とは 28
- ② 利率とは 28
- ③ 利息の発生・種類 28
- ④ 利息の制限 29
- ⑤ 実質金利 29
- ⑥ 元本・利息の支払い・計算方法 29



6 契約の知識 32

- ① 契約の拘束力 32
- ② 無効 32
- ③ 取消 33
- ④ クーリングオフ 33
- ⑤ 消費者契約法 35



- ◆ 6 契約に関する用語解説 35
- ◆ 7 強制執行の話 38

- 7 保証人の話 39
 - ◆ 1 保証人の責任 39
 - ◆ 2 保証人と連帯保証人との違い 39
 - ◆ 3 保証人の求償権 40
 - ◆ 4 保証人を頼まれたときは 40
 - ◆ 5 妻（夫）の借金についての夫（妻）の支払い義務 40
 - ◆ 6 子どもの借金についての親の支払い義務 41



- 8 ヤミ金融の話 42
 - ◆ 1 ヤミ金融とは 42
 - ◆ 2 ヤミ金融のターゲット 43
 - ◆ 3 ヤミ金融の種類 43
 - ◆ 4 暴力的・脅迫的取り立ての横行 45
 - ◆ 5 ヤミ金融増加の背景 46
 - ◆ 6 ヤミ金融対策法の成立 47
 - ◆ 7 ヤミ金融への対処法 47

- 9 トラブル解決法 48
 - ◆ 1 債務額の確定 48
 - ◆ 2 返済の可能性を探る
（任意整理・特定調停・個人再生手続き） 50
 - ◆ 3 自己破産の活用 50
 - ◆ 4 悪質な取り立てへの対策 50
 - ◆ 5 整理屋と提携弁護士・提携司法書士 51
 - ◆ 6 重要な消費者教育 51



- 10 自己破産の知識 52
 - ◆ 1 自己破産の考え方 52
 - ◆ 2 破産のデメリット 52
 - ◆ 3 個人信用情報機関への登録 53
 - ◆ 4 免責の不許可事由 53
 - ◆ 5 クレジットカウンセリング 53

- 11 『教材』活用法 54
 - ◆ 1 学校教育のなかで 54
 - ◆ 2 家庭生活のなかで 58



- 12 相談窓口案内 60
 - ◆ 1 消費生活センター 60
 - ◆ 2 弁護士会・司法書士会 60
 - ◆ 3 日本司法支援センター（法テラス） 60
 - ◆ 4 カウンセリング機関 60

プロローグでは、生徒用教材『きみはリッチ?』(以下『教材』)の内容の概略を知ってもらうため、イントロダクションとして三つの設問を設けました。今の若い世代の人たちに金銭感覚や消費行動などを再確認してもらう意味で、今の自分を見つめ直す機会とするよう指導してほしいと思います。

以下では、それぞれの設問について解説しておきます。

設問1 どうしてもバイクが欲しい.....

市場には商品があふれ、さらに商品の魅力を強調するCMの洪水のなか、若い世代の人たちが欲求をできる限り抑えて必要最小限だけの消費に努めようとしても、なかなか思うようにはいかないでしょう。バイクは若い世代にはとくに関心の高い商品です。がまんして目標額が貯まるまで購入をあきらめることができる人もいれば、やはり今を楽しみたいから、借金をしても購入して早く乗りたいと思う人もいます。



ひとりひとりの生徒自身にぜひ考えさせて下さい。自分ならきつとこういう行動をとるだろうと考えてみることは、生徒にとって重要です。

『教材』の2ページに、ある独身女性の話を載せておきました。カードで買い物をしてみると、案外抵抗も少なく便利に思えて、その後次々と買い物に走ります。安易な選択や購入態度は、やがて多重債務生活へとつながっていきます。

設問2 スノボーに行くのにお金が足りないんだ.....

親しい友達との関係でも、お金のこととなると微妙です。困っている友人や知人のために借金をすることは、めずらしいことではありません。自分が反対の立場だったらと考えたり、お互い様だからとか、案外日本人には同情的な行動をとることがよくみられます。



でも、よく考えて下さい。一度OKすると、また二度目がきつとありえます。しかも、この場合は遊びのためのお金ですね。最後の選択肢に「保証人」があります。『教材』本文18ページに詳しいですが、保証人の責任はかなり重いものです。破産を選ばざるをえない多重債務者の中には、他人の保証人になったばかりに、他人に代わって借金の返済をしなければならない羽目になって、結局自分自身が借金地獄に落ちていったケースも少なくありません。昔から「金銭は親子でも他人」といわれます。お金のことは友達同士でもお互いにクールであるべきで、お金のことで頼らない関係のほうが、より親密にお付き合いできるのではないのでしょうか。

設問3 クレジットカードでキャッシング……

最近の若い人は、簡単な金利計算もできないとよく聞きますので、念のため単純なものを設問としました。

$100,000円 \times (1 + 0.15) = 115,000円$ で、 が正解ですね。

元金 \times 利率 \times 期間 = 利息

元金 \times (1 + 利率) = 元利合計 (返済金)

であることは大切です。理解させておきましょう。

クレジットや消費者ローンを利用している人は、案外、利息について、その額がどれほどかよく理解していないことが多いようです。実際のショッピングクレジットでは年13~17%くらいの手数料、キャッシングでは年15~29%くらいの利息が多いようです。ある消費者センターに相談のあった補習教材の訪問販売では、セット販売価格90万円に5年払いのクレジットによる手数料が30万円上乗せされ、120万円を分割払いするようになっていました。



指導の
目標

・消費者信用（クレジット）の存在理由やクレジット社会が発展してきた背景を把握できるようにします。

指導の進め方

- ・クレジットやローンが簡単に利用できる理由を、まず生徒自身に話し合わせましょう。貸し手は借り手の何を信用して資金を貸し付けるのかについても考えさせてみてください。
- ・貸し手には銀行、クレジット会社、消費者金融会社などがある、それぞれが競争して市場を拡大していることや、クレジット社会には光と影があることについても理解できるようになることが大切です。

留意点

CMなどにも注目させて、消費生活をめぐる変化や消費者信用などについて考えさせ、自主的な学習をうながすことも肝要でしょう。

事項の解説

◆ 今は何でも手に入る豊かな社会？

日本は戦後、経済復興の時期を経て、1960年代に高度経済成長期を迎えました。白黒テレビや冷蔵庫などの家電製品が一般家庭に普及し始めるのもこの時期です。出回り始めの商品は値段が高く、庶民には高嶺の花でした。ちょうどこのころ、「月賦」や「クレジットカード」が日本でも登場します。家電メーカーは、こぞって分割払いを扱う関連会社を次々と生み出しました。

人々のライフスタイルは、しだいに豊かになり、そして80年代後半のバブル経済を経て、経済の停滞期に入った今も、高校生をはじめ多くの人が携帯電話やインターネットを日常の生活用品として利用するまでに変化してきました。モノがあふれている時代といってもよいでしょう。

◆ クレジット（消費者信用）とは何か

『教材』では、クレジット、すなわち消費者信用の話が中心となります。消費者信用とは、消費者の信用力によって貸し手が資金を融通する社会的なしくみを指します。詳しくは後に出てきますが、消費者信用は販売信用と消費者金融（貸付信用）からなります。販売信用というのは、消費者が購入した商品の対価を分割で支払っていくもので、ショッピングクレジットとも呼ばれます。また消費者金融というのは、クレジット会社・消費者金融会社・銀行などの金融機関が、消費者に現金を貸し付ける形態です。典型的なものは、消費者金融会社による消費者ローンや銀行などのカードローンで、現金を借り入れることからキャッシングとも呼ばれます。クレジット会社が発行するクレジットカードは、商品購入時の分割払い（販売信用）の利用と、現金の借り入れ（キャッシング）の両方が1枚のカードでできるものが主流となっています。

消費者信用が、今日のように隆盛をみるようになったのは、ごく最近のことです。多くのクレジット会社は1960年代に設立されていますが、消費者信用の市場は、80年代前半の

5年間で2倍に拡大してきました。そして、90年代には市場規模が50兆円を超え、現在では70兆円を超えるまでに成長を遂げています。このような消費者信用の急激な発展は、社会に大きな影響を与えずにはおきません。

❖ 私たちの消費生活をめぐる変化

消費者信用の発達していなかったころには、物を買うというのは現金払いのことでしたから、大きな買い物をするときには、家族で話し合って慎重に決めたものでした。ところが、現在では、手もとに現金が5万円、預金が50万円しかない人が300万円の乗用車を欲しいと思えば、明日にも入手できます。なぜでしょう。自動車ローンです。その代わりに、翌月からは毎月10万円ずつ3年間にわたって支払い続けなければなりません。その間に事故で車が大破してスクラップになってしまっても、大ケガをして1年間寝たきりになっても、あるいは勤務先を退職して無収入になっても、支払いは続けなければなりません。

このように、消費者信用は、消費者にとっての便利さと危険性とがとなり合わせになっています。それだけに高校生のみなさんに、このことを真剣に考えさせてほしいのです。

それに加えて、今、状況は急激に変わろうとしています。

これまではクレジットやカードを利用するのは、比較的高額の支払いの場合でした。レストランの食事代やスーパーの食料品の支払いにカードを利用しようという人はあまりみられません。ところが生活のすみずみまでカードで、という日が、好むと好まざるとにかかわらずどんどん近づいています。

状況を変えようとしているのは、高度情報化社会の進展にともなうもので、ひとつはICカードの発達、そしてもうひとつはインターネットの浸透です。ICカードは、カードの中にICチップを組み込んで、1枚のカードに膨大な情報を書き込めるようにしたものです。JRなどで使用されるチャージ型カードや、高速道路料金自動支払いのETCカードなどがその例です。一方、インターネットの家庭への普及で、インターネット・ショッピングや銀行振り込みの利用などが拡大の一途です。産地直送型の地元食品メーカーやチケット扱い業者など、あらゆる業者がネット取り引きに参入してきています。そしてその決済の多くにクレジットカードが使われています。そうした意味で、カードで消費生活のすべてがまかなえる日が近づいている、といえるのです。

したがって、カードのしくみを十分に理解しておくことは、すべての人にとって大切になってきました。

ところで、カードが生活のさまざまな領域に顔を出してくるようになると、その手軽さにつられて、どうしても物を買って過ぎになりがちです。そこで私たちは、どんな基準で物を購入しているのかをちょっと考えてみたいと思います。衣食住に関する生活必需品を除いて考えると、いずれもなければならぬで済んでしまってもいえます。でも生存に必要なものだけの生活では、たしかに無味乾燥です。そこで、いわば趣味に属する支出をするわけです。購入の動機にはいろいろな要素が混在すると思いますが、あえて分類すれば、^①自分自身でとても欲しいと思いつけているもの、^②大々的に宣伝しているもの、^③人が持

っているもの、という三つの場合が多いでしょう。

④の動機で購入するのは自然なことです。しかし、①、②の動機で安易に買うのは問題です。多重債務者予備軍といつてもよいかもしれません。かつて、健康器具として人気のあったルームランナー、ぶらさがり健康器、美顔器などは、ずいぶん売れたようですが、実態は、①、②の動機で購入したもので、あまり使われなかったようです。本当に役立つものであれば、今でも宣伝して売るはずですが、今はほとんどCMも見かけなくなりました。

私たちは、本当に必要なもの、本当に欲しいものだけを購入するという主体性をもつことが、今こそとても重要です。

◆ クレジット社会 その光と影

今日の「豊かなくらし」は、消費者信用（クレジット）に支えられているといつても過言ではありません。前にも書いたとおり、販売信用（大型液晶テレビをクレジットで買う、ホテルの宿泊料金をカードで精算するなど）と消費者金融（クレジット会社や消費者金融会社などからお金を借りる）の両者を合わせて、消費者信用といいます。

現金のもち合わせがなくても、目の前の欲しいものをすぐに入手できるクレジットは、たしかに便利です。住宅などの一生に一度の買物は、ローンを利用しなかったら、手に入れたときには、人生残りわずかということになりかねません。資力の調査や担保提供をせずに、簡単にお金を貸してくれる消費者金融会社は銀行より気楽かも知れません。ホテルのチェックアウトをカードとサインで済ますのは便利だし、何かとてもスマートです。

しかし、消費者信用社会はよいことづくめでしょうか。メリットは業界がさかんに宣伝しています。だから「光と影」とサブタイトルをつけたこの文章では、「影」の部分についてのみ書いてみます。「影」の話は全部で3話です。

まずは「アリとキリギリス」の寓話からです。このイソップの有名な寓話、原作では、夏の間、楽しく遊びつかれたキリギリスが、冬になって食糧に困ってアリを訪ねたとき、アリは冷たくキリギリスを追い返すのです。はじめに楽をしてしまうとあとが大変という、古今東西普遍の真理です。

消費者ローンもクレジットカードも、はじめに楽をしてあとで苦労するシステムです。返済のために将来の収入を拘束されてしまうわけです。3年後の給料まで自由にならないというのは、あまり面白いことではありません。しかし、契約のときにはなかなかそこまで考えません。収入が拘束されるということは、とりもなおさず、将来の生活自体が返済のために制約を受けるといことです。これは、第一に考えておかなければならないことです。

次は「打ち出の小槌」の話です。財布に入れた現金で買い物をしようとすれば、目の前でお札が店員に渡っていくので、買い過ぎに注意しようとか、購入をひかえたりするこ

とができます。しかし、カードでこれを買おうと、お金の減り具合が目に見えませんかから「今月は以後節約！」の決意に実感がともないません。まして、カードを3枚くらいもっていると、頭の中が混乱して、だんだんどうでもよくなってしまいがちです。そうになると、カード破産への第一歩です。

カードをもっていると何でも手に入りますから、まるで「打ち出の小槌」を手に入れたような気がしてきます。やがて不要なものを買ったり、買ったものを大切にしなくなりがちです。カードを使うということは強い自制心が必要なのです。

かつて「消費者は王様」とおだてられたことがあります。しかし、どうもみるところ、この王様は裸です。衣服はまとっていてもプライバシーが裸なのです。二つの面から裸にされています。

まず第一、消費者信用は消費者の支払い能力を信用することが基本です。業者の側からみれば、これは必然的に貸し倒れの危険ととなり合わせです。したがって、企業はこの危険を最小限にとどめようとします。そのためには、担保をとるか信用調査をするかです。しかし、いちいち担保をとっていたのでは、販売の拡大が思うにまかせません。そこで、いきおい消費者の信用調査が重視されるようになります。そのために消費者金融業界、クレジット業界、銀行業界など、どこも個人信用情報システムをもっています。

消費者自身が忘れてしまっているような、いつどこで何を買い、分割払いの何回目を何日遅れたということが克明に記録されています。支払えなくなったりすれば、その消費者の名前は、信用情報機関のネガティブリストに登録されて、以後、最大7年間はクレジットが使えなくなります。

裸のプライバシーの第二、今日の企業は、店を開いて客が来るのを待っているだけでは、売り上げを思うように伸ばすことができません。そこで、ねらいを定めた客に売り込みをはかります。無差別にダイレクトメールを送るという方法もとられますが、これでは“打率”が低くなります。やはりねらい球を決めなければ、“打率”は高くなりません。そのためにコンピュータを使います。ある百貨店の例ですが、まず、その百貨店専用のカードを発行します。仮に「青いカード」としましょう。「青いカード」のメンバーにはクレジットで、しかも定価の数パーセント引きで商品を買います。カードをもっている人は、ついついその店で買い物をすることが多くなります。その情報をコンピュータに集積するのです。カードを作るときに氏名・住所・生年月日・勤務先などを書きますから、それらと合わせて、膨大な個人情報が集積されることになります。A社の化粧品をいつも買っている人には、A社の新製品のパンフレットを送るという具合にするわけです。こうしてこの百貨店は高打率をあげています。それだけではありません。数百万人という「青いカード」のメンバーは、同社の始めたキャッシングのターゲットにもなるのです。こうして効率よく消費者の消費を誘発するのです。

指導の 目標

・さまざまなカードの目的や特徴の違いを十分理解できるようにさせましょう。なかでもクレジットカードが他のカードとひととき違う点に注目させて下さい。

指導の進め方

・キャッシュカード、プリペイドカード、クレジットカードなどの特徴や差異を調べさせましょう。次に、クレジットカードでの購入のしくみが理解できるように、概念図を効果的に使用したり、実際に消費者・販売店・カード会社ごとに分担を決めて、生徒にお金と商品の動きを確認させるのもよい方法です。

留意点

家族会員カードを含め、クレジットカードは高校生にはもてませんが、就職すればもちろん、大学生にも発行されますので、基本的な知識をしっかりと身に付けさせましょう。

事項の解説

① カード時代

キャッシュカード、交通機関のプリペイドカードやチャージ型カード、クレジットカード、ビデオショップのカード……、私たちの周りにはいろいろなカードがあふれています。そして、これらは一口にカードといっても、みなそれぞれ異なった役割をもっています。

まず、キャッシュカードは、預金を自由に引き出せたり、**デビットカード**として量販店や百貨店などで現金の代用として、支払いに利用することができるものです（デビットによる決済はリアルタイムで行われ、レジで支払いのためのカードの提示と暗証番号の打ち込みをすると同時に、自分の金融機関の預金口座から当該額が引き落とされます）。

プリペイドカードは、カードを買い、そのカードを使って代金分だけのサービスを利用するというものですから、カードを使うことによって、新たに借金が発生するものではありません。最近急速に普及してきているものにチャージ型カード（ICカード）があります。交通機関だけでなく駅の売店、コンビニエンスストアなどで利用できるもので、チャージ分が不足すれば同一カードにいつでも追加が可能です。

これに対して、クレジットカードというのは、カードでキャッシング（お金を借りること）をしたり、物を購入したりして、あとで借りたお金を返済したり、買ったものの代金を支払うものをいいます。したがって、利益を先に受け、それにとまなう支払いをあとにするということですから、代金が支払えなくなるなどいろいろな問題が生じることがあります。

クレジットカードは、お金の代用ともいえますので、アメリカなどでは現金（キャッシュ、ペーパーマネー）に対して、**プラスチックマネー**と呼ばれることがあります。

② さまざまなクレジットカード

クレジットカードにもいろいろの種類があります。発行機関別に、カードの具体例をあげながら、その機能を紹介します。

銀行系クレジットカード

カード会社と提携している店（加盟店）で、カードにより商品を買ったり、サービスを受けたりでき、代金は翌月一括して（**マンスリークリア**）支払います。中小割賦販売業者保護という政策的判断から、他のクレジットカードと違い、長い間、分割払いはできませんでした。しかし、日米の貿易摩擦解消のための内需拡大策の一環として、1990年から銀行系カードにも分割払い（**リボルビング方式**）が導入され、今日に至っています。現金借り入れ（キャッシング）もできるものが普通です。

信販系クレジットカード

信販会社が発行しているカードです。信販会社と提携している店で、カードにより商品を買うことができます。代金は、一括払いも分割払いもどちらもできます。分割払いの場合には手数料がかかり、その率は分割の回数によって異なります。分割の場合、クレジット契約との違いは、カードを使うか否かだけです。キャッシングもできます。

流通系クレジットカード

百貨店や大型スーパーなどが発行しているカードです。以前は発行する店舗の専用カードとしての役割をもち、その店でしか使用できないものの、会員向けの割引など各社独自の特典を設けていました。現在は提携クレジットカードの形式が増え、使用範囲も広がって利便性が高まっています。代金は分割払いもでき、キャッシングもできるカードがほとんどです。

その他

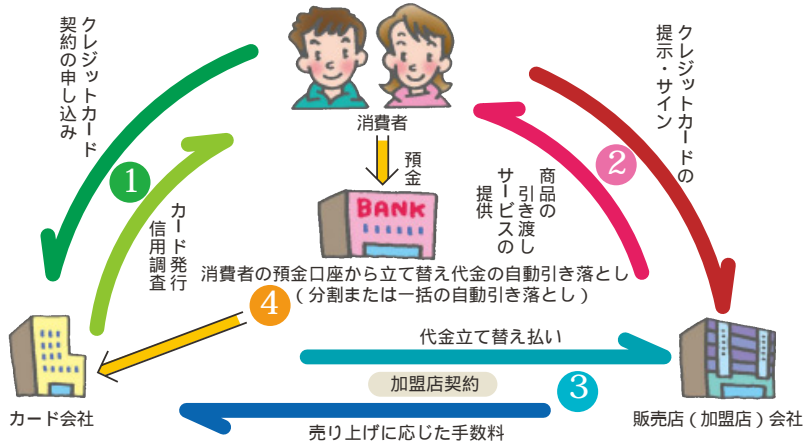
各地の商店会・専門店会が発行する専門店系クレジットカード、化粧品会社・航空会社・旅行会社・家電会社などの発行するメーカー系クレジットカード、ガソリンスタンドで利用できる石油系クレジットカードなどがあります。



◆ クレジットカード取り引きのしくみ

流通系クレジットカードの場合は、当事者がカード発行者（百貨店・大型販売店）と会員だけですので、通常の販売・貸し付けと同じしくみとなります（ハウスカードの場合）。

これに対し、銀行系および信販系クレジットカードの場合は、当事者としてカード発行者・会員のほかに、加盟店である販売店が加わり、そのしくみは次の図のようになります。



◆ クレジットカード取り引きQ&A

Q: クレジットカードを使うときの手数料はどうなっているのですか？

A: 銀行系クレジットカードの場合は、翌月一括払いが中心であり、単に代金の総額を払えばよく手数料はいりません。加盟店からの手数料(カード取扱い料の3~5%くらい)がカード会社の収入となります。ただし、年会費を1万円程度としている会社もあります。

信販系および流通系クレジットカードの場合、一括払いのときは手数料がかかりませんが、分割払いのときは、金利もかかりますので、分割回数に応じて手数料が定められています。実質年利で13~15%くらいが普通です。なお、キャッシングのときには、どのクレジットカードでもショッピングよりは高い手数料をとられます。

Q: カードを紛失したり盗まれて不正使用された場合、会員に責任がありますか？

A: 会員規約には、一般的に「紛失や盗難により、カードが不正に使用された場合の損害は会員の負担とする」と定められています。

ただし、会員が紛失・盗難の事実を所轄の警察に届け出て、かつ所定の紛失・盗難届をカード会社に提出した場合には、提出した日の前後60日(合計120日)は支払いを免除するとしていたり、会員にカード盗難保険に加入させ、その保険で損害の全部または一部を補填させたりしているものが多いです。もっとも、これらの場合でも、紛失・盗難が会員の故意または重過失によるとき(カードを長期間人目のつくところに放置していたなど)や、他人に貸与・質入れしていたとき(借金の担保にしたときなど)には会員が責任を負います。

また、免除や保険の制度をとっていないものもありますので、自分のもっているクレジットカードの会員規約がどのようになっているかをよく調べ、かつ、紛失・盗難の場合は直ちに警察とカード会社に届けることが大切です。

◆ クレジットカード利用に際して注意したい点

自分のもっている、あるいは、もとうとしているカードがどういうものをよく知っ

ておくことが、まず大事です。

盗難・紛失の危険を考え、不要なカードはもたないようにしましょう。

クレジットカードには、それぞれ締め日・支払い日・利用限度額などが決められていますから、それらを忘れないようにしましょう。

けっして他人に貸したり、担保に供したりしないで下さい。

クレジットカードの利用は、結局は借金なのですから、常にいくらの借金があるのかを確認しておくことが大切です。

事例 (男性・30歳代)

NO.	種別	借入年月日	借入金額	残高	利率	月々の支払額	使途
1	債組	1987. 9.24	323,429	549,922		9,000	遊興費
2	基金	1987.11.16	500,000	722,259		6,000	生活費
3	信販	1987.11.25	346,122	562,208		3,000	生活費
4	基金	1988. 3.11	1,750,000	302,758		15,000	その他(車購入)
5	債組	1989. 2. 3	480,000	400,064		13,000	生活費
6	信販	1990. 8	377,147	718,951		3,000	生活費
7	信販	1990. 9. 7	1,139,297	1,429,854		3,000	遊興費・生活費・債務返済
8	貸金	1991	500,000	500,000		13,000	生活費
9	信金	1992	300,000	300,000		10,000	生活費
10	信販	1992. 9.18	85,490	99,141		2,000	冷蔵庫
11	貸金	1993	200,000	78,665		10,000	債務返済
12	貸金	1993	200,000	98,488		10,000	債務返済
13	貸金	1993	500,000	435,051		20,000	債務返済
14	貸金	1994. 5	300,000	227,117		15,000	債務返済
15	貸金	1994	300,000	199,561		15,000	債務返済
16	貸金	1994	500,000	377,669		20,000	債務返済
17	信販	1994. 7. 8	735,813	410,197		15,000	債務返済
18	貸金	1994.11.11	600,000	600,000		25,000	債務返済
19	貸金	1995. 6.23	700,000	700,000		35,000	債務返済
20	貸金	1995	250,000	110,000		18,600	債務返済
21	貸金	1996	200,000	113,000		9,000	債務返済
22	貸金	1996	250,000	250,000		7,000	債務返済
23	貸金	1996	230,000	170,000		15,870	債務返済
24	個人	1997	1,800,000	1,800,000			債務返済・その他(結婚費用他)
25	その他	1998	163,200	230,000			その他(車の修理代金)
26	共済			1,632,000		500,000	生活費・債務返済・その他(医療費)
合計			12,730,498	13,016,905		792,470	

不明除く

事例 (男性・40歳代)

NO.	種別	借入年月日	借入金額	残高	利率(%)	月々の支払額	使途
1	貸金	1989	500,000	500,000	40.004	25,000	
2	貸金	1996. 1. 8	500,000	450,000	40.004	25,000	
3	貸金	1997.11	730,000	630,000	37.18	40,000	
4	貸金	1997	230,000	120,000	40.004	13,500	
5	貸金	1997	500,000	120,000	40.004	30,000	
6	貸金	1997	230,000	560,000	40.004	26,000	
7	貸金	1998. 2. 6	500,000	390,000	40.004	25,000	
8	貸金	1998. 3. 2	300,000	250,000	40.004	21,500	
9	貸金	1998. 7	700,000	630,000	40.004	35,000	
10	貸金	1998. 7	429,000	171,600	40.004	42,900	
11	貸金	1998	50,000	43,000	40.004	2,000	
12	貸金		500,000	48,000	30.7	50,000	
13	信販		200,000	18,000	40.004	20,000	
合計			5,369,000	3,930,600		355,900	

過剰貸し付けと高金利の実例(平成11年6月,国民生活センター『特別調査「多重債務者問題」調査結果』)

3 クレジット契約のしくみ

(『教材』pp.8~9,
「クレジットのはなし」)

指導の 目標

・クレジットがこれほどまでに世の中に浸透した理由を、そのシステムに注目して理解させましょう。

指導の進め方

・消費者も、販売店も、クレジット会社も全て儲かるシステムのように一見みえがちですが、ここではクレジットの本質を認識させることが目標です。できるだけ「なぜ」を大切に、活発な議論がわきあがるよう仕向けましょう。

留意点

実際のクレジットカードの申込書に記入させたり、消費者センターに寄せられるクレジットがらみの悪質商法を参考に、支払い停止の抗弁書を作成してみることも理解の一助となります。

事項の解説

① 販売信用について

クレジットとは、広い意味では「販売信用」を意味しています。販売信用とは、現金販売、つまり、現金で代金を支払ってしまうもの以外のすべてを含んでいます。

わが国では、いわゆる月賦という言葉で知られている自社割賦（販売店から商品を買うときに、代金を分割払いにしてもらうもの）や、「ツケ（掛売）」などが多く用いられていましたが、1975（昭和50）年ごろから狭い意味のクレジット（別名、**立て替え払い契約**、ショッピングローン、「**個品割賦購入あっせん**」ともいいます）が、急激に多く利用されるようになりました。また、しだいにクレジットカードの利用も拡大していきました。

また、住宅を購入する際に多く利用される**提携ローン**や、冠婚葬祭互助金などで利用されている**前払式特定取引**といわれるものも、販売信用の一種です。

販売信用の際の支払い方法も、従来は毎月一定額を12回払いなどという分割方式が通常でした。しかし、1980年代以降、翌月一括払い（**マンスリークリア方式**¹）、ボーナス時一括払い、ボーナス時2回払い、**リボルビング方式**²などと多様化してきています。



¹マンスリークリア方式：クレジットで商品を購入した場合で、その代金の支払い（または立て替え金の返済）を、翌月あるいは翌々月に一括支払うもの。おもに銀行系のクレジットカードで用いられている支払い方法。

²リボルビング方式：多くのクレジットカードで用いられている支払い方法で、定額と定率の2種がある。定額リボルビングとは、そのクレジットカードの支払い額を毎月5,000円、1万円などと定額に定めておくもので、クレジットカードを用いた買い物の回数や残額にかかわらず、毎月の返済額は一定となる（購入額が増えれば返済期間が長くなる）。定率リボルビングとは、当該クレジットカードを利用した毎月締め日の残債額の一定率（5%など）を毎月の返済額と定めるもの。

◆ クレジット契約と通常の売買契約の違い

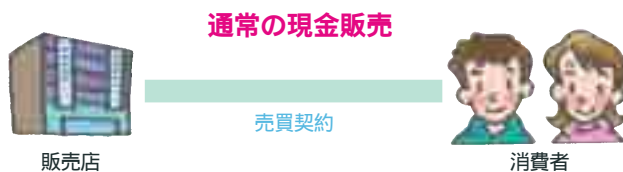
以下では、狭い意味でのクレジットを中心に説明します。

クレジット契約と通常の売買契約との最も大きな違いは、契約にかかわる当事者の数が異なることです。

下の【図1】、【図2】のように、通常の売買や自社割賦（これも広義のクレジットのひとつですが）の契約は、販売店と消費者間の二当事者間の契約（二者間契約）です。すなわち、自社割賦とは通常の売買契約の中でも代金の支払い方法について、分割払いの特約をしたものであるといえます。

一方、クレジット契約は【図3】に示すように、販売店と消費者のほかに「信販会社」（一般にクレジット会社と呼ばれることもありますが、全く同じ意味です）が新たに加わり、契約当事者が三者となります（三者間契約）。

【図1】



【図2】



（ただし、代金の支払い方法について、分割払いの特約付き）

【図3】



消費者が販売店からクレジットで商品を購入しようとしています。すると、販売店は、自分のところが加盟店となっている信販会社とも代金支払いについて契約してほしいと消費者に求めます。そこで消費者は、販売店と売買契約をすると同時に、購入代金について、自分に代わって販売会社に指示して、立て替えて支払ってもらい、あとで代金と手数料とを

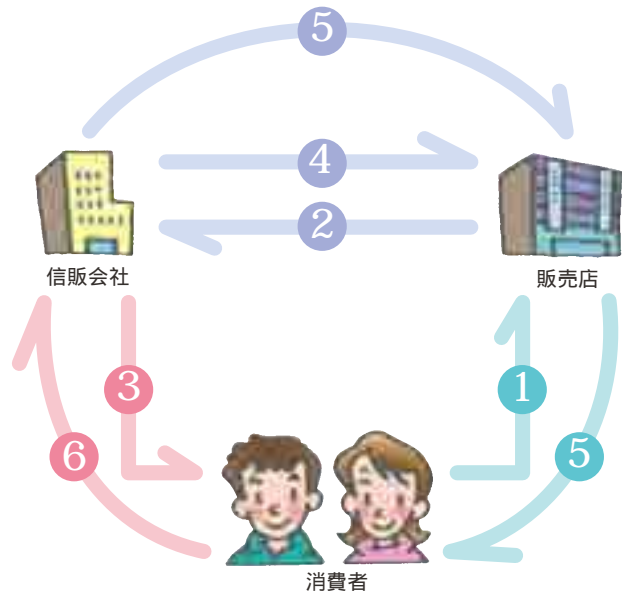
分割して支払いますという趣旨の立て替え払い契約を信販会社との間でするのです。ですから、通常の売買や自社割賦では、消費者が商品を買うときは、売買契約というひとつの契約をすれば済むのですが、クレジットで商品を買うときには、消費者の受ける利益（すなわち、現金で支払わなくてもよく、支払いを先に延ばせる）は、自社割賦と全く同じであるにもかかわらず、販売店と信販会社との間の加盟店契約、販売店と消費者との間の売買契約、消費者と信販会社との間の立て替え払い契約という、三つの契約がからみあって、はじめて「クレジット契約」全体が成り立つという、大変複雑な構造になっているのです。

◆ クレジット決済のしくみ

次に、実際に消費者がクレジットを利用する場合の、取り引きの進み方について説明します。[図4]をご覧ください。

[図4]

- ① 契約申し込み
- ② 信用調査
- ③ 電話確認
- ④ 契約申し込みに対する承諾通知
契約成立
- ⑤ 代金一括払い
- ⑥ 商品引き渡し
- ⑦ 代金+手数料の分割払い



消費者が販売店から商品をクレジットで購入しようとする時、販売店の備えているクレジットの申込書に署名捺印をします（①）。販売店は、申し込みのあったことを信販会社に伝え、消費者についての信用調査を依頼します（②）。依頼を受けた信販会社は、**個人情報情報機関**のネガティブリスト（3ヶ月以上の延滞、自己破産など過去のクレジットトラブルの有無などのリスト）を調査するとともに、電話で消費者に対して**契約意思の確認**をします（③）。問題がなければ、信販会社は販売店にOKの通知をし（④）、ここではじめて契約は成立します。その後、商品の引き渡し（⑤）、代金の立て替え払い（⑤）が前後して行われます。最後に、消費者が信販会社に対し、立替金と手数料とを分割して支払っていく（⑦）こととなります。

以上のように、「三者間の契約である」とか「二人の異なる当事者が二つの契約をする」とかいうものの、消費者が直接会うのは販売店の店員だけです。消費者が信販会社と会う

機会は契約を通して1度もなく、消費者からわかるのは、①の申込み、③の電話確認、⑤の商品の引き渡し、⑥の分割払いのみです。そのため、クレジットのしくみは、消費者にとってはますます見えにくく、わかりにくいものとなっているのです。

◆ クレジットの問題点

クレジット取り引きでは、現金がなくても商品やサービスを購入できるため、安易に契約し、支払えなくなるケースもあります。

英会話の教材を売るためであるのに、セールスマンから「この会に入れば、海外旅行に安く行ける」といわれて契約したところ、あとになって、段ボール箱につめた教材が送られてきて、はじめて騙されたことに気づいた、などというケースがその典型です。

販売店は消費者に契約させてしまえば、信販会社から一括で代金を支払ってもらえるため、契約時の説明と異なることに消費者があとで気づいて支払いを止めたとしても、販売店は全く痛痒を感じないということが、トラブルの最大の原因です。

また、迷惑はけっしてかけないから、とうまいことをいって、契約書に署名させるというケースも増加しています。消費者は、契約する際には本当に必要か十分考えたうえで、なおかつ契約書を十二分に理解し納得して契約することが必要です。

◆ クレジット契約書の読み方

クレジット契約書は、

1. お申込みの内容（お客様用）
2. 契約書（信販会社用）
3. 預金口座振替依頼書
4. お申込みの内容（信販会社用）
5. お申込みの内容（販売店用）
6. クレジット契約の内容（ご注意）

の6枚綴りとなっているものが多いようです。契約によっては、他の書類も綴られていることもあります（公正証書作成のための委任状など）。

1枚目の「申込者欄」に署名すると、他の綴られた書面にも複写式で署名したことになってしまいます。契約書に署名する前には、必ず、どんな書面が綴られているか、よく確認することが必要です。



次に、クレジット契約書の一例をとりあげて、契約書の読み方の説明をしましょう。

③ 自動支払預金口座記入欄です。毎月の支払いを銀行口座から自動引き落としにするときに、自分の銀行口座番号などを記入します。

④ 申込年月日。申込書に記入した日を書きます。忘れず記入しましょう。

⑤ 役務記入欄。商品の購入にあたり、サービスがついているときにサービス内容を記入します。サービスの内容はなるべく詳しく書いてもらうこと。この欄に書ききれないときには、別紙に記入してもらいます。サービスがないときにも、「なし」と記入してもらうことを忘れないようにしましょう。

⑥ 商品名・価格等記入欄。すべての欄にわかりやすく記入してもらいましょう。値段、手数料、分割支払い額などを、申込者欄に記名する前に、記入してもらい、よく確認したうえで、契約するかどうかを決めます。

店員の説明があいまいだったり、説明内容と違っていたりすることもあるので、注意して確認することが必要です。

⑦ 商品が契約者にいつ引き渡されるかを記入してもらう欄です。

⑧ 販売店名等。自分がどこで売買契約をしたかを、セールスマンに確認しましょう。記入がないと、商品のクレームなどをどこに対して要求すればいいのかわからないこととなります。

取次店と販売店との関係も確認しておくことで、より安心です。

⑨ クーリングオフの告知です。クーリングオフの告知がされているか確認します。



(参考2) 個品割賦購入あっせんの書面の例(裏面規約)

契 約

私は、○○○○○○○○○○株式会社(以下「貴社」という)に対し、私が販売店から購入した商品商品の現金販売価格合計から額金を除いた額(以下「商品代金残金」という)を、貴社が私に代わって販売店に立替払することを委託し、貴社はこれを受託するものとします。

第1条(立替払契約及び売買契約の成立時点)

(1) 立替払契約は、貴社が所定の手続きをもって承認し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。この場合において販売店は私にその旨を通知するものとします。なお、申込時に販売店に支払われた申込金は、立替払契約成立時に額金に充当されます。

(2) 私と販売店との売買契約は、その申込みがあった後、販売店が私に代わって貴社に立替払契約の申込みをした時に成立するものとしますが、その効力は立替払契約が成立した時から発生します。また、立替払契約が不成立となった場合には、売買契約も立替払契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

(3) 立替払契約が不成立のときは、申込金及び申込書は販売店から私に速やかに返還されるものとします。

第2条(商品の引渡し)

商品は、立替払契約成立後表記の期日まで販売店から私に引渡されるものとします。

第3条(分割支払金の支払方法)

私は、商品代金残金に表記分割払手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計」という)を、表記支払方法により、貴社に支払うものとします。

第4条(所有権留保に伴う規約)

私は、商品の所有権が、貴社が販売店に立替払したことにより販売店から貴社に移転し、立替払契約に基づく債務が完済されるまで貴社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

- ①善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、買入れ、譲渡、質貸その他貴社の所有権を侵害する行為をしないこと。
- ②商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を貴社に連絡するとともに、貴社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第5条(商品の滅失・毀損の場合の責任)

私は、立替払契約に基づく債務の完済までは商品が火災、洪水等、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに通知するとともに、表記支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第6条(住所の変更)

(1) 私及び連帯保証人は、住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもって貴社に通知するものとします。

(2) 私及び連帯保証人は、(1)の通知を怠った場合、貴社からの通知又は返付書類等が返書又は不到達となっても、貴社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに賛同しないものとします。ただし、(1)の住所変更の通知を行われなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

(3) 私は、住所の変更により表記支払方法による履行が困難となるときは、貴社と事前に協議の上、他の支払方法に変更するものとします。

第7条(期満の利益喪失)

(1) 私は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に立替払契約に基づく債務について期満の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ①支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、貴社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払ひなかったとき。
- ②自ら届出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。
- ③没収、仮差押、保立差押、仮処分申立て又は強制執行を受けたとき。
- ④破産、和議、会社整理、特別清算、特別清算、会社更生の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

(2) 私は、次のいずれかの事由に該当したときは、貴社の請求により立替払契約に基づく債務について期満の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ①売買契約に基づく商品の購入が私にとって悪行為となる場合で、私が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。
- ②商品の買入れ、譲渡、質貸その他貴社の所有権を侵害する行為をしたとき。
- ③本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- ④その他私の信用状態が著しく悪化したとき。

第8条(遅延損害金)

(1) 私が、期満の利益を喪失したときは、期満の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 私が、分割支払金の支払を遅滞したとき(1)の場合を除く)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年29.2%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残額に対し、商事法定利率を乗じた額を超えないものとします。

条 項

第9条 (商品の引取り及び評価・売出)

(1) 私が、第7条により期間の利益を喪失したときは、貴社は留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。

(2) 私は、貴社が(1)により商品を引き取ったときは、私と貴社が協議の上決定した相当な価格をもって立替私契約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは私及び貴社の間で直ちに清算するものとします。

第10条 (長本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

私は、長本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が長本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品の交換を申し出るか又は売買契約の解除ができるものとします。

4 第11条 (支払停止の抗弁)

(1) 私は、下記の事由が存在するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存在する商品について、支払を停止することができるものとします。

- ①商品の引渡しがなされないこと。
- ②商品に破損、汚損、故障その他の瑕疵があること。
- ③その他の商品の販売について、販売店に対して生じている事由があること。

(2) 貴社は、私が(1)の支払の停止を行う旨を貴社に申し出たときは、直ちに所掌の手続をとるものとします。

(3) 私は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のための、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。

(4) 私は、(2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を貴社に提出するよう努めるものとします。また、貴社が上記の事由について調査する必要があるときは、私はその調査に協力するものとします。

(5) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。

- ①売買契約が私にとって商行為であるとき。
- ②前記支払総額が4万円に満たないとき。
- ③私による支払の停止が債権に反すると認められるとき。

第12条 (早期完済の場合の特約)

私が、当初の契約のとおり分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残全額を一括して支払ったときは、私は78分法又は会社所定の計算方法により算出された期債未到来の分割払手数料のうち会社所定の割合による金額の払戻しを貴社に請求できるものとします。

第13条 (連帯保証人)

連帯保証人は、本契約から生じる一切の債務につき私と連帯して履行の責を負うものとします。

第14条 (公正証書)

私及び連帯保証人は、貴社が必要と認めた場合、私の費用負担で、本契約につき強制執行記録事項を付した公正証書の作成に際し、必要書類を貴社に提出するものとします。

5 第15条 (信用情報機関への登録と利用の同意)

私及び連帯保証人は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、会社の加盟する信用情報機関に7年を超えない期間登録されること、並びに当該機関及び当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報(既に登録されている情報を含む。)が、私及び連帯保証人の支払能力に関する調査のための当該機関の加盟会員又は当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意するものとします。

6 第16条 (企業管轄裁判所)

私及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟のいかんにかかわらず、私及び連帯保証人の住所地、購入地、及び貴社の本社、各支店、営業所を管轄する裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

[問合せ・相談窓口等]

1. 売買契約(商品等)についてのお問合せ。ご相談は各記販売店にご連絡ください。
2. 立替私契約(お支払)についてのお問合せ。ご相談は下記〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社にご連絡ください。
3. 支払停止の抗弁に関する書面(第11条(4))については、下記〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社におたずねください。

〇〇〇会社 〇〇課(室)

所在地
電話番号

（参考2）個品割賦購入あっせんの書面の例（裏面規約 前頁）の見方

ショッピングクレジットについての約款（契約条項）です。契約のしくみ，細かい約束ごとが書いてありますから，必ず十分読んで理解したうえで，契約することが必要です。

① ショッピングクレジット契約のしくみ，成立時期についての説明です。

② 所有権留保

クレジット契約では，代金の支払いが終了するまでは，商品の所有権は信販会社にあるものとされています。したがって，支払い完了前に商品を処分することは，原則としてできません。

③ 期限の利益の喪失

毎月の分割金の支払いを怠った場合の規定です。ただちに全額の債務を返さなければなりません。

④ 支払い停止の抗弁

購入者と販売店との間でトラブルが発生した場合には，原則として信販会社への支払いを止めることができる旨の説明です。契約条項の第11条（1）の～の事由は例示にすぎず，これ以外の事由であっても，支払いは停止できます。これは，1984（昭和59）年に，割賦販売法で消費者に対して認められた権利で，これに反する特約をすることは認められません。

なお，条項中の（5）は，抗弁権の接続規定を除外されるもので，政令で定められているものです。

⑤ クレジット契約を利用すると，必ず**個人情報機関**⁷に登録されます。

ただし，登録する際には，本人の同意が必要であるとされています。

本書面に署名すると，情報機関への登録に同意したものと，この約款の15条により推定されてしまいますので，注意しましょう。

⑥ 合意管轄

本件契約についてトラブルが生じたとき，どこの裁判所で争うかの規定です。



⁷個人情報機関：クレジットやローンを利用すると，利用日，貸付金額や返済期間，延滞など，その利用の状況が信用情報機関に登録されます。消費者金融会社，クレジット会社，銀行等の金融機関の三つの業態ごとに独自に信用情報機関が設置されており，その収集情報の内容などには違いがあります。これら3機関では，自己破産や3ヶ月以上の延滞などの事故情報（ネガティブ情報）を共有し，相互に照会ができるようになっています。

指導の 目標

・消費者金融会社について調べ、消費者の利用状況とその結果などを考えさせましょう。

指導の進め方

・消費者金融会社が急成長した要因は、簡易・迅速な無担保融資にあるといえます。銀行などとの違いを新聞広告やCMからクリッピングさせ、発表させてみましょう。

留意点

クレジットの利便性の裏面として、多重債務に陥って生活が破綻する危機に瀕することがありうるということを認識させましょう。

事項の解説

① 消費者金融会社

消費者金融の登場

かつて小口金融の代名詞だった質屋が次々と姿を消し、1960年代から70年代にかけて、新たにサラリーマンを相手に小口の貸し付けを行う消費者金融業があちこちで生まれました。「サラ金」という言葉は、サラリーマン金融が語源とされます。当初は、団地と呼ばれるコンクリートの共同住宅で広がった、団地金融などという消費者金融もありました。しかし、返済が滞ると、他人の目にもわかるような厳しい取り立てをしたり、借り手の必要以上に過剰な貸し付けを行ったりして、いわゆる「サラ金地獄」と呼ばれる社会問題を引き起こしました。

その後、1983(昭和58)年に、ようやく業者の行き過ぎた行為を規制する法律(貸金業規制法)ができ、同時に刑罰を科して利息の上限を定めた出資法の上限利息の段階的引き下げも決められました。しかし、1990年代には、消費者金融会社は無人契約機を開発して都市部を中心に大量に設置しました。そこで借り入れがしやすくなり、また、テレビCMなどでも広く宣伝が行われた結果、業界利益は大幅に拡大し、大手の消費者金融会社は軒並み東京証券取引所第1部に上場を果たしました。

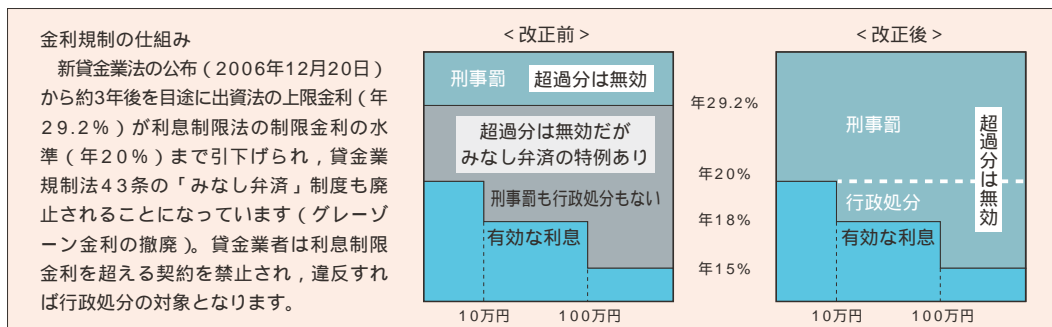
スピーディな審査

クレジットカードの申し込みが文書の郵送やデパートなどの店頭で行われるのに対して、消費者金融会社のキャッシングカードの申し込みは、無人契約機(自動契約機)で行われることが多くなっています。消費者は、ロードサイドのボックスに入って、機械を相手に申し込みをします。画面の指示にしたがい、タッチパネルに回答し、運転免許証を読み取らせるなどして本人確認をオンラインで行います。データは契約センターに送られ、30分程度の待ち時間に審査を行ったうえで、キャッシングカードが発行され、直ちに利用可能となります。人を介さない契約は、融資を受けようとする人には好評のようで、大手といわれる5社だけでも、全国に9,244台の自動契約機を設置しています(2006年9月末現在)。発行されたカードは、提携先の銀行やコンビニ店内のATMやCDを使って借り入れや返済ができるようになっています。

なかには、インターネットを使って申し込みをすると、必要な資金を自分の銀行口座に振り込んでくれるwebキャッシングとか振り込みローンとか呼ばれるものもあって、簡易

な融資が私たちの周辺にあふれているのが現実といえるでしょう。

グレーゾーンでの営業



『教材』の12ページにも示しましたが、消費者金融業は銀行などに比べて高金利で貸し付けを行います。とくに**利息制限法**⁷の制限金利以上、出資法の上限金利以下で営業活動を行っています。金利に関するこの二つの法律のはざまの金利を**グレーゾーン金利**と呼んでいます。利息制限法は民事法で違法金利に対する罰則がありませんが、出資法は刑事法（取締法）で違法金利の罰則があります。

かつて出資法は、年利109.5%という驚くべき高金利を上限としていましたが、1983年の貸金業規制法の制定と同時に行われた出資法の改正により、段階的に引き下げが行われ、40.004%までに下がりました。ところが中小企業に対する融資で苛酷な取り立てを行う商工ローン業者が国会で問題となり、2000年からは上限金利が現在の29.2%となりました。

貸金業規制法43条には、グレーゾーンの利息を債務者が任意に支払った場合には、貸金業者が契約書面または受領書交付の義務を履行していれば、利息の支払いとして有効とする「みなし弁済規定」があります。しかしながら、このところ最高裁判所は、「みなし弁済規定」の要件を厳格に解釈し、「みなし弁済規定」つまりグレーゾーン金利を否定する債務者（借り手）保護の判決を相次いで出しています。

新貸金業法が成立

深刻化する多重債務問題に対処するため、2006（平成18）年12月13日新貸金業法（貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法）が成立し、同年12月20日公布されています。

<金利規制の強化>

新貸金業法では、クレジット・消費者金融・商工ローンなど貸金業者の高金利が多重債務問題の大きな要因となってきたことから、金利規制が大幅に強化されています。

⁷利息制限法：第1条第1項 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が10万円未満の場合	年2割
元本が10万円以上100万円未満の場合	年1割8分
元本が100万円以上の場合	年1割5分

第4条第1項 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第1条第1項に規定する率の1.46倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

すなわち、新貸金業法では、公布から約3年後（2009年12月末）を目処に、貸金業規制法43条のみなし弁済規定（グレーゾーン金利）を廃止する、刑罰が科される出資法の上限金利を年29.2%から年20%に引き下げる、出資法の上限金利年20%と利息制限法の制限金利（年15～20%）との間の金利での貸付けを禁止し、違反すれば行政処分の対象とする、保証料も利息と合算して規制する、などの金利規制の強化が行われています。

この結果、新貸金業法の公布から約3年後の2009（平成21）年12月末以降は、クレジット・消費者金融・商工ローン業者などは、利息制限法の制限金利を超える金利での貸付けができなくなります。

< 過剰貸付規制の強化 >

また、新貸金業法では、金利規制を強化するとともに過剰貸付規制の強化が図られています。

新貸金業法では、指定信用情報機関制度を創設し、貸金業者は借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備するとともに、自社からの借入残高が50万円を超える貸付けや総借入残高が100万円を超える貸付けの場合には、貸金業者に年収等の資料の取得を義務づけ、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けは禁止するという**総量規制を導入**し、違反すれば行政処分の対象となることになりました。

この総量規制を導入した過剰貸付規制も、新貸金業法の公布から約3年後（2009年12月末）を目途に施行されることになっています。

< 取立行為規制の強化 >

新貸金業法では、以下のような取立行為が禁止されています。

正当な理由がないのに午後9時から午前8時までの間において電話をかけたリファックスを送付したり債務者等の居宅を訪問すること

正当な理由がないのに勤務先等に電話をかけ、電話を送達し、ファックスを送付し、訪問すること

債務者等から弁済等の時期について申し出を受けている場合において、正当な理由なく、日中に電話、訪問等による取立てを行うこと

債務者等から退去すべき意思を示されたにもかかわらず、居宅や勤務先等から退去しないこと

はり紙・立看板などで債務者の借入れに関する事実を明らかにすること

他の貸金業を営む者から借入れするなどして返済資金を調達することを要求すること

債務者等以外の者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することをみだりに要求すること

債務者等以外の者が債務者等の居宅または連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること

債務者等が債務の処理を弁護士や弁護士法人・司法書士・司法書士法人に委託するか債務者等が法的手段をとった後に正当な理由がないのに債務者等に対し電話をかけたリ電報を送達したりファックスを送付したり、訪問したりして債務の弁済を要求すること
禁止行為のいずれかを行うことを告げること

2 質屋との違い

消費者金融会社が急成長する前は、質屋が、小口の消費者信用の代表でした。質屋から金を借りる時は、担保⁷として、金目の品物を質入れする必要があります。質屋は、その品物の時価を評価して、その評価額の範囲で金を貸すのです。ですから、消費者金融会社ほど簡易・迅速ではなく、また品物がなければ金は借りられないわけです。しかも、不幸にして借金を返せなくなったとしても、強硬な取り立てにあうというわけではなく、質草^{しちくさ}をとられてしまうということも済みます。品物がなければ貸しませんから、質屋の過剰融資というのはほとんどありません。

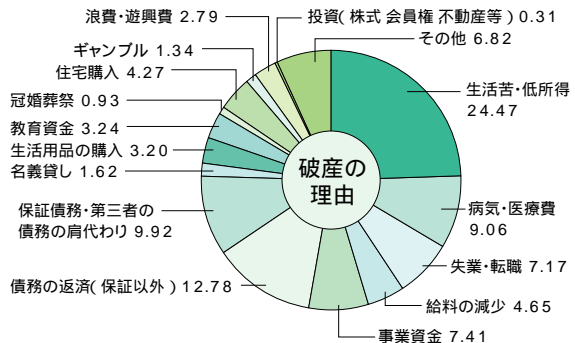
3 銀行との違い

簡単にお金を貸すということは、リスクへの対応もあり、返済の段階で高金利がともなうということと比例するようです。銀行などが借り手の返済能力を審査して貸す消費者ローンや、担保を設定して貸す住宅ローンなどは、消費者金融会社ほど簡単に貸すというわけにはいきませんが、消費者金融会社に比べれば低利であるといえるでしょう。ただし、返済できなければ、結局は、財産を差し押さえられたり、とられてしまうということは、借金の性質上、皆同じです。

4 新しいタイプの消費者金融

最近では個人の小口貸し付けに実績のある消費者金融会社と、大手の銀行が共同で出資した新たな消費者ローン会社が次々と誕生し、テレビCMなどで大々的に宣伝しています。銀行は長引く不況のなかで新規需要を開拓したいし、一方の消費者金融会社は銀行と組むことでイメージアップをはかりたいのでしょう。

多様な消費者金融会社が出現するのは便利な面もありますが、その利用については多重債務に陥る危険が常にあることに変わりはないでしょう。



(2005年、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『破産申立事件確定記録調査』)

(単位%)

⁷担保：債務者（金銭の貸借では、借り手）が債務の履行（借金の返済）をしないときに、債権の回収（貸した金と利息の取り立て）を確保するための手段となるものであり、いろいろな種類、形態のものがある。保証人をつけることは、人的担保といって、担保の一種である。人的担保に対するのが物的担保で、これには抵当権（たとえば、ローンで住宅を購入すると、その住宅の登記簿に抵当権設定登記がなされ、ローンを払えないと、この抵当権が実行されて、差押・競売となり、住宅が取り上げられる）や質権（たとえば、質屋に時計・貴金属等を差し入れること）等がある。

指導の 目標

・借金をするとお金の使用料として利息がかかります。ここでは基本的な利息計算を理解させると同時に、銀行などと、消費者金融会社の金利を比べてみましょう。

指導の進め方

・利息制限法と出資法との関係を理解させる必要がありますが、基本は利息制限法です。多重債務者を救済するための任意整理を行うときには、利息制限法で再計算をしていることに気づかせましょう。

留意点

利息の計算方法にはいろいろあって複雑ですが、それらの考え方を理解することが必要と考えています。

事項の解説

① 利息とは

利息とは元本債権から生ずる所得のことで**利子**ともいいます。金銭を目的とする消費貸借で元本以外に授受する金銭が利息で、それが手数料という名目であっても、利息であることに変わりはありません。

お金を借りる場合には、常に明確に理解しておかなくてはならない利息ですが、消費者金融会社では、銀行などと比較して金利が高くなっています。そこで『教材』では、消費者金融会社の利息計算を通して金利の実態をつかむとともに、利息制限法を説明しています。本書では、利息の現実的重要性にかんがみて、計算方法と返済方式に詳しく言及しました。

② 利率とは

利息の元金に対する割合を**利率**といい、年1割(10%)、日歩10銭というように表示します。日歩というのは、元金100円に対する1日当たりの利息のことで、日歩10銭は1日当たり0.1%ということになります。

よく高金利のことを「トイチ」といいますが、これは10日で1割の利息を取ることをいいます。

③ 利息の発生・種類

利息は、法律に規定がある場合か、当事者間で約束した場合に発生します。前者を**法定利息**、後者を**約定利息**といいます。また、発生した利息を元金に組み入れるか否かで、**複利**(重利ともいう)、**単利**の区別があります。たとえば、年5%で1万円を3年間借りると、3年後の返済額は単利では、

$$10,000円 \times (1 + 0.05 \times 3) = 11,500円$$

となります。これが1年複利ですと、

$10,000円 \times (1 + 0.05) \times (1 + 0.05) \times (1 + 0.05) = 10,000円 \times 1.05^3 = 11,576円$ となります。なお、1年複利とは、1年間に発生した利息を1年後に元金に組み入れることで、半年複利、1月複利というのも同様に考えます。

4 利息の制限

当事者間でどのような利率を定めるか、また、単利か複利かを定めるのは原則として自由ですが、借り手の保護のためにあまりにも高い利率を制限する必要があります。その法律が**利息制限法**です。

利息制限法によれば、元本が10万円未満の場合は年2割、10万円以上100万円未満の場合は年1割8分、100万円以上の場合は年1割5分が上限となっています。

この利率を超える利率の約束をしても、その超過部分は無効であり、利息制限法所定の利率を超えた利息の支払いは元本に充当されるか、返還を求めることができます。

複利の場合、組み入れ期間が1年以上であれば問題はありますが、たとえば、10万円を年18%で半年複利というような場合、1年間の利息は1万8,810円となり、利息制限法で認められている年1万8,000円を超えることとなります。この場合も同様です。

ただし借り手はその超過部分を任意に支払った場合で、法定の契約書面や領収書が交付されている場合には、利息の支払いとして有効になることがありますので、注意が必要です（貸金業規制法第43条参照）。

なお、利息制限法所定の利率は残元本についての利率ではなく、当初の元本についての利率ですから、返済を続けて元本が減ったからといって利率が高くなることはありません。

5 実質金利

利率の表示方法は前に述べましたが、表示方法、返済方法等の関連で、思わぬ利息を払わされることもあります。

たとえば「10万円借りて1日わずか100円の利息」といえば安いように思われるかもしれませんが、1年に3万6,500円の利息を支払うことになり、年36.5%の高利率なのです。

また、「10万円で3%の利息だけ」というのも、返済期限が2か月後であれば年18%で利息制限法所定の利率の範囲内となりますが、もしそれを1か月後に返済しなければならぬのであれば年36%になります。

先ほどの「年18%、半年複利」というのも、実際には年18.81%になるわけです。

このように、表示された利率の数字だけで高いか低いかを判断するのは、誤解を招きやすいので、統一された「ものさし」が必要となります。

それが実質金利（通常は実質年率）なのです。法律等で実質金利を表示しなければならない場合がありますが、実質金利が表示されていないときはとくに注意が必要です。

6 元本・利息の支払い・計算方法

天引

金銭の貸し付けに際し、その利息分を貸し付け額から控除することを「天引」といいます。たとえば、10万円を年1割8分の利率で1年間借りたとします。利息は1万8,000円

ですが、天引きされたので、実際の受領額は8万2,000円となり、1年後に10万円を返済する約束をします。

天引についても利息制限法の適用はあります。実際の受領額8万2,000円につき利率の上限は年20%ですから、利息は年1万6,400円となり、天引額1万8,000円は利息制限法に違反します。

$$18,000円 - 16,400円 = 1,600円$$

これが超過部分となり、これは元本に充当されます。したがってこの場合、

$$10万円 - 1,600円 = 98,400円$$

を1年後に返済すればよいのです。

アドオン (ADD ON) 方式

アドオン方式は、消費者金融会社や信販会社などでよく利用される分割払いの利息計算方法です。

アドオン年率18%で、10万円を1年間借り、12回で返済するとします。1年間の利率を元金に上乗せし、それを12回の均等払いにするのがこの方式です。合計支払い額は

$$10万円 + 10万円 \times 0.18 = 118,000円$$

となり、1回の支払額は

$$118,000円 \div 12 = 9,833円 \text{ となります。}$$

この方式は、利息を当初の元本10万円を基準に算出しており、実際には月々の返済により元金が減っているのに、それを無視している点が問題です（実質年率は18%より高くなります）。

残債方式

これは、アドオン方式とは異なり、実際の残元金について利息を計算し、分割により元金を支払っていく方法です。これは実質金利にもとづくものですが、自由返済方式、定額返済方式、元金均等返済方式などがあります。

自由返済方式というのは、毎月利息だけ支払って、元金はたとえば2年以内に完済すればよく、元金の支払方法は借り手の自由、というようなものです。昔の業者はよくこの方式を利用していましたが、返済が無計画になるため、最近ではほとんど利用されなくなりました。

定額返済方式というのは、毎回定額を支払う方式で、元本が減るに当たって利息が減り、毎回の支払い額のうち元本充当部分が増えていきます。

100万円を年15%で借り、毎月10万円ずつ返済するとすれば、1回目の返済では、

$100万円 \times 0.15 \div 12 = 1万2,500円$ が1ヶ月の利息となり、8万7,500円は元本に充当されます。2回目の返済では、

$(100万円 - 8万7,500円) \times 0.15 \div 12 = 11,406円$ が利息となり、8万8,594円は元本に充当されます。以後、このように計算していきます。

1回目	100万円 \times 0.15 \div 12 = 12,500円 (利息) 87,500円 (元本充当), 912,500円 (残元本)
2回目	91万2,500円 \times 0.15 \div 12 = 11,406円 (利息) 88,594円 (元本充当), 823,906円 (残元本)
3回目	82万3,906円 \times 0.15 \div 12 = 10,299円 (利息) 89,701円 (元本充当), 734,205円 (残元本)

(4, 5, 6, 7, 8回は略)

9回目	26万8,598円 \times 0.15 \div 12 = 3,357円 (利息), 171,955円 (残元本)
10回目	17万1,955円 \times 0.15 \div 12 = 2,149円 (利息), 74,104円 (残元本)
11回目	7万4,104円 \times 0.15 \div 12 = 926円 (利息) 7万4,104円 + 926円 = 75,030円 (完済)

となり、合計107万5,030円の支払いです。

元金均等返済方式というのは、毎回支払う元金部分を均等にし、それに対応する利息とともに返済することです。したがって、元本が減るにつれ、利息は減っていきますので、毎回の支払い額は徐々に減っていきます。

たとえば、100万円を年15%で借り、毎月10万円の元金と利息を支払い、合計10回払いとします。

1回目	10万円 + (100万円 \times 0.15 \div 12) = 11万2,500円 (支払い額)
2回目	10万円 + (90万円 \times 0.15 \div 12) = 11万1,250円 (支払い額)
3回目	10万円 + (80万円 \times 0.15 \div 12) = 11万円 (支払い額)

というように、徐々に減っていきます。以下同様に計算する(4, 5, 6, 7, 8回は略)と、

9回目	10万円 + (20万円 \times 0.15 \div 12) = 10万2,500円 (支払い額)
10回目	10万円 + (10万円 \times 0.15 \div 12) = 10万1,250円 (支払い額, 完済)

となり、合計106万8,750円の支払いです。

指導の 目標

・契約の基本について理解することが大切です。その拘束力や無効な契約，取り消しできる契約についても考え方をしっかり学習させましょう。

指導の進め方

・契約当事者の権利や義務，契約違反にはどう対処すべきか考えさせて下さい。また，未成年者契約やクーリングオフ（『教材』p.32）によって契約関係を解消する方法を理解させましょう。さらに契約を守らなかった場合の強制執行の方法を話して下さい。

留意点

契約はすべての法律関係の基本であることをしっかり認識させましょう。クレジットカードでの買い物も消費者ローンもすべて契約が出发点です。契約しなければ利用することもできないし，また失敗することはありません。そこで，『教材』では，自分が何をしたら契約が成立するか，契約の効力・拘束力についての理解のために，クイズなども併用して詳しく説明してあります。

事項の解説

① 契約の拘束力

契約は，当事者の合意によって成立しますが，いったん契約が成立すると，当事者は合意の内容に拘束されます。債務を負っている人は，その義務を果たさなければなりませんし，権利をもっている人は，その内容を相手に請求することができます。もし，約束を破る（**債務不履行**といいます）と，相手から損害賠償の請求を受けたり，強制執行をされたりして，約束違反の責任をとらされることになります。

しかし，どんな約束でも絶対に守らなければならないということはありません。もともと拘束力のない約束であったり，いったん成立した約束を取り消して，拘束力を解いてしまう場合もないわけではありません。

本書では，例外的に契約の拘束力がなくなる場合をおもに説明しておきます。それに加えて，契約が守られなかった場合に債権者が受ける最大の不利益を回復する法的手段＝強制執行について図示し，若干の用語説明をつけておきます。

② 無効

「**無効**」というのは，契約がはじめから効力を生じないこと，すなわち，約束違反を責めるべき拘束力をもたないということです。契約が法によって保護され，当事者間に拘束力をもつためには，契約の内容が法によって保護するのに値するものでなければなりません。

「うそついたら針千本飲ます」という約束は，約束を破ったからといって，法律の力をもって，本当に針千本を飲ませる必要も価値もありませんし，本当にそんなことをしたらたいへんなことになってしまいます。

契約の内容が「公の秩序や善良な風俗」（**公序良俗**といいます）に違反するような場合には，契約は無効となります。したがって，拘束力も全くありませんから，契約を守る必要もないこととなります。暴利をむさぼるような業者の違法高利契約行為は，公序良俗違反でも無効となるものがあります。

3 取 消

取消というのは、いったんは有効に成立した契約を、一方的にはじめからなかったことにしてしまうことです。無効との違いは、取消という行為（相手方に対する通知）が必要なことです。これは、契約が成立したときの当事者の事情を考えると、契約に絶対的な拘束力をもたせて、どうしても約束を守れということが気の毒な場合に、その当事者を救う制度です。

法律上、取消が認められるのは、原則として当事者が制限能力者（未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人）である場合や、相手の詐欺あるいは強迫により契約をしてしまった場合に限られます。

未成年者の場合

未成年者（20歳未満、ただし結婚していないこと）が、親に相談もせず、同意も得ないでかっけて行った契約は、取り消すことができます。

未成年者は、知能の未発達、社会経験の不十分さなどから経済的な損得の判断が十分にできないものです。そこで、このような未成年者が、自らの軽はずみな行為から、困ったことにならないように、取り消すことを認めて、未成年者を保護しているのです。

ただし、未成年者でも、保護するのに値しないようなことをした人、すなわち、相手に対し、自分が成年者であるかのようにことさらに偽りの方法（詐術といえます）を使ったような場合には、取消は認められませんので、注意して下さい。

詐欺・強迫の場合

詐欺というのは、相手に騙されて契約をしてしまった場合のこと、**強迫**というのは、相手に脅されて契約をしてしまった場合のことです。このような場合には、そもそも契約をしたときの当事者の意思が、本当に自由な状態で決定されたものではありません。ですから、そんな約束に責任を負う必要はないわけです。一方、相手は、騙したり、脅したりという不法な方法で約束をとりつけたわけで、そんな約束を法によって保護する必要はないわけです。

法律は、騙されたり、脅されたりした場合でも、いったん約束した以上、約束を守れなどという無茶苦茶なことはけっしていいません。1日も早く、取消の意思を相手に伝えることです。

4 クーリングオフ

いったん適法に契約をした以上、自分からだけで一方的に解約することができないのが契約の原則です。しかし、重要な例外があります。それが**クーリングオフ**というものです。「クーリングオフ」というのは「頭を冷やす期間」ということです。路上でセールスにひっかかったり、いきなり家を訪ねてきてセールスをされたりした場合、すなわち、こちら

から出かけて行くのではなく、向こうからセールスにやってくる場合には、買うつもりなどなかったのに、セールスマンにまくしたてられて、つい冷静な判断能力を失ってしまい、あとで後悔することが多くあります。そこで、このような状態で契約をさせられた消費者を保護するために、頭を冷やして冷静に判断する期間（原則として8日間）を与えようというのが、この制度です。「うっかり買ってしまった」という場合、契約し、かつ契約書面の交付を受けた日から8日間以内¹に、相手に対し解約の通知を書面ですれば、契約を解除することができます。

書面は8日以内に発信すればよく、発信によって効果が生じます。クーリングオフでは違約金は払わなくてもよく、販売会社は商品を引き取る義務があり、申込金も全額返金されることになっています。

ただし、なんでもかんでもクーリングオフができるというものではありません²。この制度は、とくに設けられている例外であることを忘れないようにして下さい。



ケース研究...クーリングオフを認めないエステティックサロン

相談内容

エステ無料体験を受けた女性が、従業員より美容器具や健康食品の購入を勧められ、クレジットによって、それらの購入契約をした。しかし、商品到着後、思い直して解約を申し出たが、「クーリングオフ期間」から1日経過していることを理由に事業者は解約に応じなかった。そこで、消費者センターに相談し、契約の解除を求めた（商品はクーリングオフ期間終了日の夜に配送された...著者注）。

処理内容

クレジット契約に関して、信販会社に支払停止の抗弁書を提出するとともに、相手方事業者に連絡し解約の要請をするよう指示した。しかし、その後の2回にわたる解決に向けた話し合いにもかかわらず、合意解決が成立しなかった。

その後、市は消費者側の意思を確認のうえ、条例にもとづき審議会へあっせん・調停のための付託を行った。数回の審理を経るなかで、事業者側から消費者の意向に従う旨の申出があり、全面解決した。（横浜市報告書から抜粋）

¹クーリングオフ期間：訪問販売や電話勧誘販売のクーリングオフ期間は8日間で、マルチ商法や内職・モニター商法（業務提供誘引販売取引）は20日間です。宅地建物取引（宅建業法）や保険契約（保険業法）でも8日間となっています。

²訪問販売の場合、契約した商品が自動車の場合やその他特定商取引法で指定されていない商品の場合は適用されません。また、健康食品・化粧品などの消耗品で、もし契約書に開封・使用すればクーリングオフができないと書いてある場合には、開封・使用した商品の最小単位の分だけ支払わなければなりません。

5 消費者契約法

2000（平成12）年に制定された消費者契約法は、消費者契約の全般にわたり、問題のある契約締結の手法をあげて、それらの手法によって契約をした場合の消費者の取消権や契約の無効を定めました。以下ではその例を掲げます。

契約の取り消しができる場合

不実告知	契約内容や条件などの重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がそれを事実と誤認して契約した場合
断定的判断	将来の価額や受取金額、将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し、消費者がその判断を確実と誤認して契約した場合
不利益事実の不告知	消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより、消費者が当該事実を存在しないと誤認して契約した場合
不退去/退去妨害	消費者が退去を求めるにもかかわらず事業者が退去しないときや、本人が退去したい旨の意思を示すにもかかわらず退去できないために消費者が困惑し契約した場合

契約が無効となる場合

「当社はいかなる場合にも責任を負いかねます」とするような損害賠償を一方的に免除する規定を契約の条件としたり、消費者の利益を一方的に害する規定をおいた場合、不当条項として当該契約は無効となります。

6 契約に関する用語解説

支払督促

消費者金融会社からの借入金やクレジット代金等を支払わないとき、簡易裁判所から突然に支払督促がくることがあります。

通常の裁判では、債権者が債務者を被告として訴訟を提起し、まず、債務者に裁判所から 月 日に出頭するようにとの期日呼出状がきます。そして、債務者が出頭して、審理がなされた後、判決が出るのです。期日に理由なく欠席し、答弁書という書面も出していなければ、債権者の主張を認める判決がありますが、いずれにせよ、事前に債務者にはわかるのです。これに対し、債権者の申立があれば、債務者を呼び出さず、債権者の出した書面を審理するだけで出すのが支払督促です。これは、金銭その他の代替物または有価証券の一定数量の給付を目的とする請求の場合に限り認められています。

債権者が強制執行するには、**債務名義**とよばれる強制執行する力をもつものが必要です。判決・支払督促・公正証書にはこの力があるのです。支払督促は上に述べたように簡単な手続きによって迅速に出るし、申立の際必要な費用が通常の訴訟を起こす場合の半分ですむので、債権者によく利用されるのです。

支払督促には「債務者は請求の趣旨記載の金額を債権者に対して、この命令送達の日から2週間以内に異議の申立をしないときは、債権者の申立によって仮執行の宣言とする」と書いてあります。請求の原因も書いてありますから、よく読んで検討し、内容がおかしかったら、異議の申立をすることです。間違っていることや、利息制限法に反する請求等も多いので書類をもって弁護士などの専門家に相談した方がよいでしょう。

異議の申立をしないと、「仮執行宣言付支払督促」という文書が送られてきます。これにも異議の申立ができます。異議の申立をすると、前に述べた通常の裁判手続きに移るので、呼び出しを受けた日に出頭して、自分の主張をすることができます。

公正証書

消費者金融会社やクレジット会社などから、印鑑証明書と実印を用意するようにいわれたら、この公正証書をいつでもつくれるように準備する意図であると考えて、まず間違いありません。公正証書には、次に述べるように強制力がありますから、安易な気持ちでいわれるままに印鑑証明書を渡し、実印を押捺するとたいへんです。

すなわち、借り入れして借用証書をつくただけなら、支払いを怠ったときには、支払いを請求する裁判を起こされ、裁判の結果、判決や支払督促が確定してはじめて、強制執行されます。しかし、これは貸し手の側からみると、たいへん面倒で時間がかかります。そこで、貸し手が債権を確実に回収するため、迅速に強制執行できる方法として活用しているのが公正証書なのです。

貸し手は、借り手から印鑑証明書を預り、委任状に実印を押させると、その委任状と印鑑証明をもった借り手代理人といっしょに公証人役場に出向きます。そして、借用証書(契約者)の内容を説明し、かつ「約束の期日までに弁済しなかったら強制執行を受けても異議ない」旨の借り手の強制執行認諾約款を入れて、以上の内容を公証人が記述し、双方と公証人が署名・押捺してできるのが公正証書なのです。もちろん、借り手本人が貸し

平成〇〇年(〇)第〇〇〇〇〇号

債権者 株式会社 〇〇〇〇
債務者 〇〇〇〇

異議申立書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇簡易裁判所 御中

〒(ー) 〇〇県(都道府) 〇〇市(区町村) 〇〇〇
〇〇 〇〇 送達場所)
電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
F A X 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

上債務者代理人弁護士	〇〇 〇〇	印
同	〇〇 〇〇	印
同	〇〇 〇〇	印
同	〇〇 〇〇	印
同	〇〇 〇〇	印

上記当事者間の御庁平成〇〇年〇月〇日発せられた支払督促正本を平成〇〇年〇月〇日送達を受けたが、不服であるから異議の申立をする。

以上

異議申立書の記載見本

手と出向いてつくる場合もあります。

こうして公正証書ができあがると、貸し手は、裁判などを起こす必要なく、支払い期日に支払いがないと、いきなり公正証書にもとづいて強制執行するよう裁判所に求めることができるのです。なお、貸金業者、信販会社などは、貸金業規制法・割賦販売法及びこれらに関する事務ガイドラインや通達などにより、公正証書作成のための白紙委任状を受け取ることを禁じられています。

期限の利益喪失約款

借入金の返済を分割払いにしたときや割賦代金の支払いにおいては、支払い期限がくるまで支払わなくてよい、これを期限の利益といいます。このような場合、クレジット契約書やクレジットカードの会員規約には、通常「 回以上支払いを怠った(遅滞した)場合、期限の利益を喪失し、残金を一括して支払う」との条項があります。これが、期限の利益喪失約款です。なお、このような場合、期限の利益を喪失した日から残金についての遅延損害金も発生するのが通常です。したがって、支払い期日を過ぎることには以上のような不利益のあることに注意しなければなりません。

ハンコ(三文判と実印・印鑑証明書)

よく、契約したくないのに勧誘員がなかなか帰ってくれないので、サイン(署名)だけしておいた、ハンコは押してないから契約は成立していないと安心している人がいます。

しかし、本来契約は口約束だけでも有効に成立するのですから、署名だけで契約は有効に成立しています。他方、ハンコだけ押して署名しなくとも記名を他人にまかせたのであれば、やはり契約は有効に成立します。つまり、原則として、署名または押捺すれば、自分が契約内容に合意したことを示すことになるのです。ただし、たとえば遺言などのように、署名と捺印と両方必要なものもあります。

また、ハンコは、通常三文判でもかまいません。実印を押さなかったから大丈夫と安心してはいられません。実印は、住民票のある市区町村の役所や役場に、自分が実印にしようと思うハンコを押した印影を登録したものをいう通称です。この場合、その判がその人のものであるという**印鑑証明書**を交付してもらうことができます。

印鑑証明書をつけて実印で契約書をつくれれば、相手方は安心します。たとえば、金銭の貸借で、借り手が自ら、または代理人により借用書をつくった(署名ないし記名、捺印した)かは、貸し手が立証しなければなりません。三文判だと、どこでも手に入るのだから、借り手が自分は知らない、かってに押されたともいいかねません。しかし、印鑑証明は、本人または本人の代理人でないと入手できませんから、信用度が高いのです。

また不動産の権利の移転のときには、売り主の印鑑証明書と実印が必要です。公正証書をつくる時も、本人であることを示すため、印鑑証明書と実印が必要です。

逆にいえば、印鑑証明書は、保管に気をつけ安易に人に渡さないこと、とくに、白紙委任状に実印を押して印鑑証明書をつけるようなことは絶対にはいけません。

強制執行の話

強制執行について

約束を守らない人から強制的にお金を取りあげる法的手続きのことを**強制執行**といいます。強制執行は、裁判所の命令にもとづいて債務者のもっている財産（家財道具等の動産、土地や建物の不動産、給料や預貯金）を差し押さえ、それを競売したり、取り立てたりする方法によって行われます。

債務名義について

強制執行は、他人の財産を強制的に処分することですから、強制執行をすることができることを示した公的な証明書がなければできません。この証明書を**債務名義**といいます。債務名義には、裁判所がつくるものとして、裁判の結果出す判決、和解の結果得られる和解調書、調停の結果つくられる調停調書、支払督促の申し立てを認めて出す支払督促などがあるほか、公証人がつくる公正証書（ただし、お金の支払いを約束した契約で約束違反をしたときには、強制執行を受けてもよいということを書いたものに限る）があります。契約書だけでは、強制執行をすることはできません。

債務名義をとる方法

以上のように、約束を守らない人からお金を強制的に取ろうとすると、債務名義をもらわなければなりません。では債務名義はどうしてとるのでしょうか。

まず、裁判所へ「約束を守れ」という請求の訴訟を起こして、裁判の結果、勝訴判決をもらうか、和解の話し合いをまとめて、その内容を和解調書に書いてもらう方法があります。また、本格的な裁判ではなく、調停の申し立てをして、話し合いをまとめて調停調書をつくったり、支払督促の申し立てをして、支払督促を出してもらったりする方法があります。

裁判所以外では、契約をするときに、公証人役場へ行き**公正証書**で契約書をつくっておけば、それも債務名義として使うことができます。

注意すること

結局、債務名義をとらなければ、強制執行を受けることはありません。ですから、債務名義をとられそうになったら、十分に注意する必要があります。まず、裁判所から、呼び出し状等の書類が届いたときは、できるだけ早く、弁護士に相談することが必要です。債務名義は裁判の結果出るものですから、納得のいくまで争うことも大切なことです。

また、公正証書をつくることには、十分に注意する必要があります。とくに、知らないうちに公正証書をつくられたりしないように、**委任状**、**実印**、**印鑑証明書**などは、簡単に相手に渡さないようにしなければなりません。



指導の
目標

・保証人の責任について理解させるとともに、安易に保証人となるのは危険であることを理解させましょう。

指導の進め方

・わが国では保証人となったことが原因で自己破産申し立てをしている人が多いことを説明したうえで、保証人の責任、保証人と連帯保証人の違いなどについて理解させるとともに、親しい友人から保証人を頼まれた場合、どのように対処すべきかなどについて、理解させるとともに考えさせましょう。

留意点

直接的には保証人の問題ではありませんが、妻（夫）の借金についての夫（妻）の支払い義務、子どもの借金についての親の支払い義務などについても、この章で取りあげ、理解を深めさせて下さい。

事項の解説

① 保証人の責任

わが国では、親族や親しい友人などから「絶対に迷惑をかけないから」と懇願されると、つい情にほだされて安易に保証人を引き受けてしまう人が多いのが実情です。このため、契約に関する教育が重要です。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会が2005年に実施した全国47都道府県50地方裁判所における破産申立事件記録の調査によれば、「保証債務・第三者の債務の肩代わり」を理由とする破産申し立ては9.9%となっており、実に破産者の10人に1人は保証人となったり第三者の債務を肩代わりしたことによる破産者となっているのです。

わが国の高利金融業者は、高金利の貸金債権の回収を担保するために、積極的に保証人や連帯保証人をとる傾向があります。商工ローン業者や日掛け金融業者の中には、10人を超える保証人をとっているケースもめずらしくありません。

一般に債権を担保する方法としては、不動産や動産などの物を担保にとる**物的担保**と、債務者以外の方が担保となり、債務者が債務を履行しなかったときはその人が債務者に代わって債務を履行する**人的担保**があります。

保証人や連帯保証人は、人的担保の典型なのですが、わが国では欧米諸国と比較してこの人的担保がとくに多く利用される傾向があります。

保証人や連帯保証人は、お金を借りた債務者（主たる債務者）が借金を支払わなかったり自己破産申し立てをした場合、主たる債務者に代わって借金を支払わなければならないります。

② 保証人と連帯保証人との違い

保証人の場合、お金を貸した債権者からいきなり貸金の返還請求をされたときは、債権者に対して「まず先に債務者本人に請求して下さい」という権利があります。これを**催告の抗弁権**といいます（民法第452条）。

また、債権者が主たる債務者に請求したが弁済しないので、保証人に請求してきた場合でも、保証人は、「主たる債務者には弁済の資力があり強制執行も容易であること」を証

明すれば、まず主たる債務者の財産に対し強制執行するよう求めることができます。これを**検索の抗弁権**といいます（民法第453条）。

しかしながら、連帯保証人には、保証人のような催告の抗弁権や検索の抗弁権がありません。つまり、連帯保証人は、単純な保証人より重い責任を負うことになります。

消費者金融や高利金融業者の金銭消費貸借契約における保証契約では、ほとんどが担保としての効力が強い連帯保証契約となっています。

③ 保証人の求償権

保証人や連帯保証人が主たる債務者に代わって債務の履行をした場合は、主たる債務者に対して履行した債務の支払いを請求することができます。これを「**求償権**」といいます。しかしながら、消費者金融や高利金融業者から借金した債務者の場合、もともと経済的余裕のない人が多いため、保証人が求償権を行使しても主たる債務者から返済してもらえないケースは少ないのが実情です。

④ 保証人を頼まれたときは

親しい友人や親族から「絶対に迷惑はかけないので保証人になってほしい」と懇願されると、なかなかはっきりと断れないのが日本人の国民性のようです。

しかしながら、もしお金を借りた友人や親族が、借金を支払わなかったり、自己破産申し立てをしたような場合には、保証人や連帯保証人はお金を借りた友人や親族に代わって借金を支払わなければなりません。

したがって、どんなに親しい友人や親族に頼まれても、安易に保証人や連帯保証人にならないよう気をつける必要があります。

一般的にいて、借金を申し込んで保証人を要求されるケースは、借金を申し込んだ人がすでに多額の借金を抱えているなど、経済状態がかなり悪化している場合が大半です。

親しい友人や親族から借金の保証人や連帯保証人になることを頼まれた場合は、安易に保証人や連帯保証人を引き受けるのではなく、具体的な事情をよく聞いたうえで、弁護士会などの適切な相談窓口で相談してみるようアドバイスしてあげた方が、友人や親族のためになることが多いと思われます。

⑤ 妻（夫）の借金についての夫（妻）の支払い義務

保証人や連帯保証人になっていない限り、原則として妻（夫）の借金について、夫（妻）には支払い義務はありません。

妻（夫）が消費者金融会社などの貸金業者から借金する際、夫（妻）に無断で夫（妻）を保証人にしても、夫（妻）は保証人としての責任を負わないことは、前述したとおりです。

民法第761条は、「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責に任ずる」という「日常家事債務についての夫婦の連帯責任」に関する定めをしています。

民法のこの日常家事債務についての夫婦の連帯責任の規定にもとづき、妻（夫）の借金については夫（妻）にも支払い義務があるのではないが、妻（夫）が借金する際、夫（妻）に無断で夫（妻）を保証人にした場合も、夫婦はお互いに日常家事行為について他方を代理する代理権限があるので、民法第110条の「表見代理」が成立し、夫（妻）に保証人としての責任が生ずるのではないかということが問題となります。

表見代理とは、本来無効とされる代理権のない者がした代理行為や、代理権はあったとしても代理権限外の代理行為について、無理からぬ事情があって代理人と誤信したり代理権限内の行為を誤信して取り引きをした相手方を保護するため、本人に対して効力を生じさせる制度です。

しかしながら、高金利の貸金業者などからの借金については、日常家事債務性が否定されることになると思われるので、妻（夫）の借金については、夫（妻）に支払い義務が生ずることはありません。

また、借金する際、妻（夫）が勝手に夫（妻）を保証人にした場合についても、業者の側に、その保証契約が夫婦の日常家事に関する法律行為に属すると信ずるに足りる「正当な理由」がなければ、民法第110条の表見代理は成立しないというのが判例の立場です。

なお、離婚して籍を抜いた場合における妻（夫）の借金の責任については、妻（夫）の借金の保証人や連帯保証人になっていなければ、離婚するしないにかかわらず、夫（妻）には支払い義務はありませんし、保証人や連帯保証人になっているのであれば、たとえ離婚して籍を抜いたとしても、保証人、連帯保証人としての責任は残ることになります。

◆ 子どもの借金についての親の支払い義務

子どもの借金については、保証人や連帯保証人になっていなければ、親は子どもの借金について支払い義務はありません。

子どもが貸金業者から借金する際、契約書の保証人欄にかつてに親の氏名を記入し押印したとしても、親は保証人としての責任を負わないことは前述したとおりです。

なお、子どもが未成年者の場合、両親の同意のない子どもの借金は、取り消すことができることになっています（民法第4条第1，2項）。

未成年者が借金（金銭消費貸借契約）を取り消した場合、未成年者は、利益を受けた限度において、債権者（貸し手）に対し返還する義務を負うこととなります。

指導の 目標

・ヤミ金融の被害にあわないよう、ヤミ金融とはどのような業者であるか理解をさせるとともに、万一トラブルに巻き込まれた場合のヤミ金融への対処方法を考えさせましょう。

指導の進め方

・ヤミ金融がどのくらいの金利で貸し付けを行っているのかについて説明したうえで、ヤミ金融の金利が出資法に違反していること、ヤミ金融の種類や暴力的・脅迫的取り立ての実態、ヤミ金融が急増している社会的背景などについて理解させましょう。

留意点

ヤミ金融の被害者や被害救済にあっている弁護士、司法書士などの話を実際に聞いたり、ヤミ金融のダイレクトメール、取り立てテープなどを利用しながら授業を進めると一層理解が深まると思います。

事項の解説

① ヤミ金融とは

このところ日本全国で「ヤミ金融」と呼ばれる高利金融業者が増加し、大きな社会問題となっています。ヤミ金融とは、貸金業登録の有無にかかわらず、出資法（「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」）第5条第2項の金利規制（利息が年29.2%⁷を超えると5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれらが併科される）に違反して、超高金利で貸し付けを行う金融業者のことです。

ヤミ金融は、どの業者も、刑罰が科される出資法の金利規制に違反して営業を行っているので「犯罪行為」を行っていることとなります。

もともとヤミ金融は、貸金業の登録をしないで無登録で営業を行う、まさに「闇」の業者が多かったのですが、最近では貸金業の登録をしたうえで、出資法の金利規制に違反する超高金利で貸し付ける業者も存在しています。

登録業者の中でも、とくに目につくのが東京都知事登録業者です。ヤミ金融業者が、なぜわざわざ貸金業の登録をするのかというと、貸金業法違反（無登録営業）による摘発を防ぐ目的（無登録営業は貸金業法により10年以下の懲役、もしくは3,000万円以下の罰金、またはこれらが併科されることになっています）や、ちゃんとした業者であると利用者を欺くといった目的のほかに、広告を打ちやすくするという目的があります。スポーツ新聞や夕刊紙、新聞の折込広告、雑誌などで広告を出すには、多くの場合、貸金業の登録業者であることが広告掲載基準となっているからです。

消費者金融会社やクレジットの支払い日は通常1ヶ月に1回であるのに対し、ヤミ金融の支払日は通常10日に1回あるいは1週間に1回となっています。このため、ヤミ金融は「短期高利金融業者」、あるいはただ単に「短期金融」とも呼ばれています。

また、ヤミ金融の金利が以前は10日で1割（年365%）、10日で2割（年730%）の業者が多かったため、ヤミ金融は「トイチ業者」、「トニ業者」とも呼ばれていました。しかしながら現在のヤミ金融の金利は、「トヨン」（10日で4割、年1,460%）、「トゴ」（10日で5割、年1,825%）が主流となっており、なかには金利が1日1割（年3,650%）、1日20割

⁷新貸金業法により、出資法の上限金利は、新貸金業法の公布から約3年後（2009年12月末）には、年29.2%から年20%に引き下げられることになっている。

(年7万3,000%)という途方もない高金利をとるヤミ金融も出現してきています。

❖ ヤミ金融のターゲット

ヤミ金融がターゲットとしているのは、消費者金融会社やクレジットを利用して返済困難に陥っている多重債務者や自己破産者、商工ローンなどを利用して返済困難に陥っている中小零細事業者です。

ヤミ金融は、返済困難に陥っている多重債務者や中小零細事業者の名簿を不正に入手し、ダイレクトメールやFAXを送りつけて融資勧誘を行っています。多重債務者や中小零細事業者に直接電話をかけたり、携帯電話にメールを送って、融資勧誘を行っているケースもあります。

このほか、ヤミ金融は、スポーツ新聞や夕刊紙、新聞の折込広告、チラシ、看板などでもさかんに広告を行っています。「ブラックOK」、「審査なし」、「自己破産者でもOK」、「即刻融資」などというように、簡単に融資が受けられることを強調する広告が多いのも、ヤミ金融の広告の特徴です。

ヤミ金融が自己破産者をターゲットとするのは、その情報が信用情報機関に事故情報として登録され、自己破産者が5～7年間は銀行や一般の消費者金融会社・クレジットを利用することが困難になるからです。

自己破産者は、自己破産申し立てをして免責決定を受けると、多重債務からいったんは解放されますが、多重債務を抱える原因となった生活苦、低所得、病気、失業というような問題は、自己破産しただけでは直ちには解決されません。このため、自己破産をしてそれまでの借金はなくなったけれども、どうしても生活が苦しくてヤミ金融に再び手を出す人も多いのです。

❖ ヤミ金融の種類

現在横行しているヤミ金融には、次のような種類があります。

都 業者

東京都知事の貸金業登録をしながら、出資法違反の超高金利で貸し付けを行うヤミ金融業者が急増しています。このようなヤミ金融は、登録して3年未満の更新番号「都」の業者が多いので、「都 業者」(トイチ業者)と呼ばれています。

なかには、更新番号が「都」、「都」であっても、出資法違反の超高金利で貸し付けを行っている業者もいますので注意が必要です。

とくに最近では、都内ばかりでなく全国各地の多重債務者や自己破産者にダイレクトメールを送りつけて融資勧誘を行う、「都 業者」が急増しています。

090金融

「宅配融資」、「来店不要、即日融資」、「テレホンキャッシング」、「ブラックOK」、「自

己破産者OK」などの文言とともに、携帯電話番号のみを書いた看板や貼り紙、チラシをガードレールや信号機、電柱などに貼って顧客を集め、携帯電話一本で融資を行う「090金融」と呼ばれるヤミ金融がこのところ急増しています。「090金融」には、看板や貼り紙、チラシなどのほかに、直接債務者の携帯電話などに電話をして融資勧誘を行う業者もいます。

「都 業者」は、東京に拠点を置いているヤミ金融業者ですが、ダイレクトメールや電話などで融資勧誘を行って顧客を集めている「090金融」は、債務者が住んでいる地元のヤミ金融業者です。金融業者の広告で、電話番号が携帯電話の「090」からはじまる金融業者は、ヤミ金融の「090金融」ですから、絶対に手を出さないように注意する必要があります。

システム金融

「システム金融」は、資金難・経営難に陥って、とくに商工ローン業者から借金をしている中小零細事業者をターゲットとしています。FAXやダイレクトメールで融資勧誘を行い、郵便局留めで小切手を郵送させて融資を行い、中小零細事業者から振り出させた小切手を決済させる方法で、融資金の回収を行っているヤミ金融業者です。

占有屋と提携するヤミ金融

ヤミ金融の中には、「占有屋」と提携しているヤミ金融業者がいます。「占有屋」と提携するヤミ金融が、自宅不動産を所有している債務者に融資するときは、債務者から建物賃貸借契約書・建物明渡承諾書・動産売却承諾書（これらの書類は「3点セット」と呼ばれています）を取ります。そして、ヤミ金融に対する債務者の支払いが一度でも遅れると、ヤミ金融から「3点セット」の書類を買い取った「占有屋」が、債務者の自宅不動産をいきなり強引に占拠してしまいます。

債務者や債務者の家族は、生活の本拠である自宅を失い、着の身着のまま放り出されてしまうことになります。

建物を占拠した「占有屋」は、お金になるような家財道具などの動産を売却してしまい、事情を知らない第三者に建物を賃貸して賃料を取得したり、建物を売買したり、強制競売される際には高額な明け渡し料を取得して不法な利益を上げています。

家具リース・車リース

このところ出資法の金利規制を脱法するために、債務者の家財道具一式や自動車をいったん買い取り、これを債務者に貸与するリース契約を締結して、債務者から家財道具や自動車の高額な使用料（リース料）を徴収するヤミ金融が、関西地方を中心に増えてきています。

このような「家具リース」、「車リース」などと称するヤミ金融は、出資法の金利規制違反が問題となったとき、金銭貸借ではなく家財道具や自動車のリース契約であり、リース料は利息ではないので出資法の適用はないと言い逃れるために、このような形態をとって

いるのです。

金券金融・チケット金融

「金券金融」、「チケット金融」も、最近になって関西地方を中心に急増してきている新手のヤミ金融です。このような業者は「金券代金後払いOK」と広告宣伝しています。

たとえば、多重債務者は、金券店で新幹線回数券10万円分を代金は10日後に支払う約束で買い取り、その金券店の指定する他の金券店で7万円で換金することにより、現金7万円を受領することができます。しかしながら、多重債務者は、10日後に最初の金券店に対し10万円を支払わなければならないので、受領した7万円に対し10日間の利息が3万円となり、実質的には年利1,564%の金利となります。

「金券金融」、「チケット金融」も、前述した「家具リース」、「車リース」と同様、出資法の金利規制を脱法しようとしているヤミ金融の一種です。

年金担保金融

このところ、「年金立て替え」、「年金融資」などの広告を出して、年金証書や銀行の預金通帳、銀行印、キャッシュカードなどを預かることによって、事実上年金を担保に取り、年金生活者を食い物にする悪質な「年金担保金融」業者が存在しています。

法律で年金を担保に取って融資することが認められている年金福祉事業団のような公的金融機関以外の金融業者が、年金を担保に取って融資を行うことは禁止されています。また、2004（平成16）年12月1日には違法年金担保対策法（貸金業規制法の一部改正法）が成立し、違法年金担保金融が処罰対象となっています。

4 暴力的・脅迫的取り立ての横行

ヤミ金融はもともと違法営業を行っているので、債務者の返済が滞った場合、法的手段による債権回収は行わず、もっぱら暴力的・脅迫的な取り立てにより債権回収を行っています。このため自殺や夜逃げに追い込まれる多重債務者も少なくありません。ヤミ金融の暴力的・脅迫的取り立ては、借り手ばかりでなく、全く支払い義務のない家族・親族・近隣者にまで及んでいます。最近では、ヤミ金融の取り立て人が、債務者の子どもが通う学校にまで現われた例もありました。

暴力的・脅迫的取り立ての手段としては、電話が使われることが一番多いのですが、電報やFAX・手紙・貼り紙なども使用されています。脅迫文言も、「殺す」、「家を燃やす」、「子どもをさらう」などというように徐々にエスカレートする傾向にあります。

⑤ ヤミ金融増加の背景

ヤミ金融が増加した背景としては、第一に、消費者金融会社・クレジットなどから多額の借金を抱え、返済困難に陥っている多重債務者や、経済難・資金難に陥り、商工ローンに手を出す中小零細事業者が急増していることがあげられます。ヤミ金融のターゲットは、このような多重債務者や中小零細事業者であるからです。

第二に考えられるのは、ヤミ金融が短期間に莫大な利益を上げることができるということです。これまで行われたヤミ金融の摘発報道をみると、わずか半年ぐらいの間にヤミ金融が数億円もの巨額の利益を上げているということがわかります。

そして第三に考えられるのは、ヤミ金融は犯罪であるにもかかわらず、警察の取締りが必ずしも十分ではなかったということです。



6 ヤミ金融対策法の成立

大阪府八尾市において2003（平成15）年6月14日に発生した男女3人のヤミ金業心中事件に象徴されるようなヤミ金融による被害が深刻化したため、ヤミ金融の徹底取締りを求め世論と運動が大きく盛り上がり、2003（平成15）年7月25日ヤミ金融対策法（貸金業規制法と出資法の一部改正法）が成立し、ヤミ金融に対する罰則や融資規制が大幅に強化されることになりました。

2006（平成18）年12月13日に成立した新貸金業法においてもヤミ金融に対する罰則が更に強化されています。

7 ヤミ金融への対処法

ヤミ金融には毅然として対応する

ヤミ金融には手を出さないに越したことはないのですが、万一、ヤミ金融に手を出したとしても恐れることはありません。ヤミ金融は、電話や電報・FAXなどを利用して暴力的・脅迫的取り立てを行っています。ヤミ金融は被害者が脅えれば脅えるほど暴力的・脅迫的取り立てが効果的だと思われ、取り立て方法をエスカレートさせてきます。

したがって、ヤミ金融には、まず被害者が強い気持ちをもって毅然とした対応をすることが大切です。

ヤミ金融の最大の弱点は、彼らが犯罪行為を行っていることです。ヤミ金融業者は、警察に逮捕・摘発されて、商売ができなくなるのを恐れています。ヤミ金融を利用してしまった被害者は、ヤミ金融から暴力的・脅迫的取り立てを受けた場合でも、恐れることなく毅然と対応し、警察に被害届を出したり、刑事告訴を行ってヤミ金融を撃退することができるのです。

ヤミ金融の債務整理

日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会と公設事務所・法律相談センターが共催して2002（平成14）年6月15日に開催した第4回多重債務者救済事業の拡充に関する全国協議会においては、「いわゆる『ヤミ金融』との債務整理の交渉にあたっては、ヤミ金融に一銭たりとも不法な利益を上げさせないという方針を堅持する」、「出資法違反の超高金利による貸し付け行為は、公序良俗違反（民法第90条）により無効であり、ヤミ金融から受け取った金銭は不法原因給付（民法第708条）となるので返還義務はなく、借主がヤミ金融に支払った金銭は不当利得（民法第703条、704条）として返還請求権があることを確認する」という基本方針が確認されています。また、このような見解を認めた判例も多数出されています。

9 トラブル解決法 (『教材』pp.23~26, 「多重債務に陥らないために」)

指導の目標

・多重債務の解決策を具体的に理解できるようにさせましょう。また相談する場合の相手先も教えておきましょう。

指導の進め方

・多重債務者の救済が社会的に重要な活動となっていることをまず理解させて下さい。さまざまな解決方法によって生活を再建することが重要であること、またそうした方法を学習すること(消費者教育)がいつそう必要となっていることに気づかせましょう。

留意点

差し迫った問題を解決することももちろん大切ですが、そうならないための事前の学習がより大切なことを認識させて下さい。

事項の解説

① 債務額の確定

まず、方針を立てる前提として、一番はじめにしなければならないのは、債務の額が全体でいくらになるかを知ることです。一覧表をつくって、債権者(業者)ごとに、いつ、いくら借りて、現在いくら残っていると業者からいわれているか、その額を書き出します。

しかし、必ずしも債権者の主張する残額が法律上支払い義務のある額と同一ではありません。すでに、手数料や利息については第5章で説明しました。高金利の消費者金融の場合、払っても払っても減らない構造であることも説明しました。

本来、契約社会は、当事者さえ納得すればいい(契約自由の原則)なのですが、お金を借りる側の弱みにつけ込んで高利をとることを防ぐため、利息制限法という法律があり、法律上取ってよい利息(手数料)額の上限が決められています(『教材』の「グレーゾーン」p.15参照)。ですから、債権者と約定した額を利息として支払っても、利息制限法の制限利息を超えた分は、元金を支払ったと計算でき(元本充当といいます)、次の月に支払う義務のある利息は、減った元金についてのものですから、さらに少なくなり、したがってまた、元金に充当される……といった具合に、どんどん元金が減ります。こうして計算し、最終的に出た残元金が支払う義務のある債務額なのです。



以上、少しわかりにくい点なので、具体例で説明しましょう。

右上の表からもわかるように、いつ、いくら支払ったのか、まとめなければなりません。各債権者ごとに契約書や領収証を日付順に並べ、A君の作成した表と同様のものをつくるのです。



債務額の計算の例

A君は、B社から2003（平成15）年5月29日、50万円を借り入れました。利息は、年29.2%。次表のように返済してきました。業者からは、残り元金は49万2,521円といわれています。A君の場合、法律上支払うべき額はいくらでしょうか。

借入年月日	借入元金額	支払い年月日	支払い金額	使用日数	弁済証書
2003. 5.29	500,000円	2003. 6.30	15,000円	33日間	有・無
		2003. 7.30	14,000	30	有・無
		2003. 8.30	14,200	31	有・無
		2003.10. 6	20,000	37	有・無
		2003.10.29	14,000	23	有・無
		2003.11.27	18,000	29	有・無

借り入れ金額が50万円の場合、法律で課される利息の上限は18%です。そして、借り入れた2003年5月29日から、第1回の弁済をした6月30日までは、33日間です（初日も計算に入れます）から、払うべき利息は、

$$50万円 \times 0.18 \times 33日 / 365 = 8,137円$$

となります。

A君が現実に支払った額は、15,000円ですから、 $15,000 - 8,137 = 6,863円$ の元金を支払ったこととなります。

したがって、第1回弁済日の残元金は、 $50万円 - 6,863円 = 49万3,137円$ となります。以上をまとめると、

$$\begin{aligned} \text{借入金50万円} - (\text{第1回弁済額} - \text{借入金50万円} \times 0.18 \times 33日 / 365) \\ = 49万3,137円 \end{aligned}$$

という方法で残元金を求めることができます。

$$\begin{aligned} 2回目は借入金50万円のところが残元金49万3,137円となり、同様の計算をします。すなわち、 \\ \text{残元金49万3,137円} - (\text{第2回弁済額} - \text{残元金49万3,137円} \times 0.18 \times 30日 / 365) \\ = 48万6,433円 \end{aligned}$$

となり、第2回弁済日の残元金は48万6,433円となるのです。

これを繰り返すと、2003（平成15）年11月27日時点での残元金は、44万8,309円と出るので。

すなわち、A君は、B社から49万2,521円支払えとの請求を受けても、法律上は44万8,309円しか支払う義務がないと主張できるのです。

ですから、領収証などを保存しておくことが大切です。ただ、領収証を捨ててしまったりしていても、債権者は支払い経過を教える義務がありますから、あきらめてしまう必要はありません。

実際には、利息制限法にもとづく計算にしる、そのもとになる支払い経過の調査にしる、自分ひとりで慣れないことをするのは難しいので、弁護士や司法書士などの専門家に今まで述べたような資料をもって相談に行くのがベストです（相談機関については、本書の第12章で説明しています）。

② 返済の可能性を探る（任意整理・特定調停・個人再生手続き）

①で、法律上支払うべき債務の額が出ました。次は、その額を一度に返せるか（一括弁済）、何年かかかっても完済できそうか（分割弁済）、とうてい返せそうもないか、の判断をする必要があります。

ケースによってさまざまですが、通常3～5年かかってもその人の収入では返済できない額なら次の自己破産申立を考えてみることになるでしょう。ここでは、親戚などから借りるなどして、一括で返せるか、あるいは、毎月の収入の中から生活費を差し引いた額で、分割弁済していける場合について説明しましょう。

弁護士を代理人として（もちろん本人でもできます）返済計画案を提示し、債権者と交渉して話をまとめ、負債を整理する方法があり、これは両当事者の合意によるものゆえに**任意整理**と呼ばれます。

簡易裁判所に申し立てて、調停委員を介して債権者との話し合いで返済計画案を決定していく方法があります。これを**特定調停**と呼びます。

債務額が5,000万円以下で、将来にわたり継続して安定した収入があるなど所定の要件を満たしている場合には、今住んでいる住宅を手放すことなく（住宅ローン特則）、債務の整理ができます。住宅ローン以外の借金を5分の1程度に減少させることが可能です。これを**個人再生手続き**と呼びます。

③ 自己破産の活用

解決法としての自己破産については、次の章で改めて学習しますので、ここでは解説を省略しておきます。

④ 悪質な取り立てへの対策

過去には借金の返済を求めて苛酷な取り立てをした業者がたくさんありました。夜中や早朝に電話や電報で催促をするというやり方で、借り手は、夜も眠れず、近所の手前、居づらくなり、夜逃げをするといった悲劇も生じました。このような悪質な取り立ては、貸金業法で厳しく規制されています（p.25, 26参照）。



なお、悪質な取り立て行為は借り入れた本人（債務者）のみならず、家族・保証人・職場の人などに対するものも禁止されています。また、弁護士に依頼したことや調停等の裁判手続きをとったことを通知したのに、正当な理由なく支払い請求することも禁じられています。さらに、ケースによっては脅迫罪、恐喝罪、住居侵入罪、不退去罪、業務妨害罪、暴行罪等で告訴したり、損害賠償請求ができます。

1999年に、商工ローン（中小事業者向けローン）の業界トップ業者が返済できない債務者の保証人に「腎臓を売れ、目玉を売れ」と恐喝して取り立てを迫った事件は、国会でもとりあげられました。この事件では、元社員が恐喝未遂罪で逮捕・起訴され、有罪となっています。

⑤ 整理屋と提携弁護士・提携司法書士

「借金を一本化する」などと多重債務者の救済を装って、多重債務者を集めて債務整理のための高額な手数料を取る業者が「整理屋」です。「整理屋」は、多くの場合、提携弁護士・提携司法書士と呼ばれる弁護士や司法書士と提携して提携弁護士・提携司法書士の名前で債務整理を行って、高額な手数料を取得しています。中には自らは一切融資せず、新たな貸金業者を紹介して高額の紹介料を取る「紹介屋」や、新たなクレジットカードを債務者に作らせて、高額商品や新幹線チケットなどの金券を買わせて、定価の30%程度で買い取る「買取屋」などもあります。「返済資金即融資」、「債務一本化」などの広告にまどわされず、このような悪質業者を一切利用しないよう注意が必要です。

なお、このところ、実態は「整理屋」、「紹介屋」であるNPO法人や提携弁護士・提携司法書士の広告が増えていますので、注意する必要があります。知り合いの弁護士・司法書士がいない場合は、弁護士会・司法書士会の相談窓口で紹介してもらうのが安全です。

⑥ 重要な消費者教育

多重債務問題では、借金が過重になって破綻寸前になってからの相談では、解決までにより多くの時間や費用がかかることとなります。その意味では、多重債務の兆候の早期発見、早期相談が重要ですが、何よりも事前の学習（消費者教育）が不可欠なことはいうまでもありません。

『教材』が説いてきたように、クレジット社会成立の背景を知り、今日の消費者ローンにおける高金利を理解させたいうえで、節度ある利用を心がけ、それにもかかわらず家計破綻に至った場合の対処法をしっかりと身につけさせておくことが肝要です。

なかでも、自己破産は最終手段ではありますが、生活再生に向けた消費者の権利でもあり、それを行使する勇気をもったり、被害認識をしっかりと持って、悪質業者を告発するような行動力も必要であると考えます。

『教材』を本書とともに、さまざまな場面で有効活用してほしいと願っています。

指導の 目標

・多重債務によって返済能力を超え、生活破綻した場合の対処法としての自己破産について、正確な知識をもつことを目標とします。

指導の進め方

・自己破産の急増などの新聞記事を利用したり、破産申し立て件数のデータを調べるなど実証的に学習させることが望まれます。申立書などは裁判所や日弁連のHPなどから入手できます。

留意点

自己破産を暗いイメージだけでとらえることなく、生活再建に向けた再出発(フレッシュスタート)として前向きに考えることが大切でしょう。

事項の解説

① 自己破産の考え方

自分の今ある財産や、今後の収入を考えても払えそうもないほどの負債を抱え、家計が破綻した状況では、自己破産の申し立てを検討すべきでしょう。

裁判所が申立人の債務状況を確認し、収入状況・生活状況を勘案して破綻状態を認めると破産手続開始決定がなされます。それだけでは債務はなくなりませんが、破産手続開始決定が出たあと、ギャンブルによる借金がほとんどであるような免責不許可事由がなければ、裁判所は免責許可の決定を出し、それまでの債務は全くなりません。

そこで、このような利益を得て、債務から解放されるように自ら裁判所に自分を破産者としてほしいと申し立てることを自己破産の申立といい、多重債務で苦しむ人たちはこの方法でずいぶん救われています。

② 破産のデメリット

破産者になるとどのような不利益があるのでしょうか。破産者になると、弁護士・公認会計士などになることはできません。後見人・遺言執行者などになることはできません。破産者に不動産などのめばしい資産があるときには、破産手続開始決定と同時に破産管財人が選任され、この財産を管理し処分し(開始決定後に取得した財産は、自分で自由に管理処分できます)、債権者に配当したりしますが、この場合には、破産者は、裁判所の許可を得ないと居住地を変えることができず、また、郵便物は管財人のところに配達されます。

一方、法的には、破産者になったからといってそれだけで会社を辞めなくてもよいし、戸籍にものりませんし、財産取り引きを制限される制限能力者になりません。選挙権・被選挙権も失わないし、親兄弟・子どもにも何の影響がないのです。さらに、以上の不利益は、破産手続開始決定ののちに行う免責許可決定を受けると、復権してなくなります。

自己破産は、最後の救済方法ですが、本当に必要とされる場合には、ためらわずに、弁護士や司法書士に相談することが大切です。

なお、破産手続開始決定は「官報」に公告されます。公告の内容は、住所・氏名、破産手続開始決定をした年月日と裁判所名などです。

③ 個人信用情報機関への登録

自己破産は事故情報（ネガティブ情報）の記録として、最大7年間、個人信用情報機関に登録されます。個人信用情報機関は銀行、クレジット会社、消費者金融会社などの業態ごとに別の機関が設立されていて、それぞれに借入れ状況などのデータが集積され、各業態のなかのみで利用されています。しかし、破産などの事故情報に限っては、多重債務や悪用を防止するために、これら業態間の壁を越えて共有する情報となっています。

④ 免責の不許可事由

破産法では次の場合に免責を許可しないものとしています。

破産財団（破産者が破産宣告時にもっていた財産）を隠したり、壊したり、債権者に不利益に処分をしたような場合。

浪費やギャンブルなどによって著しく財産を減少させたり 過大な債務を負担したような場合。
クレジットカードで商品を購入し、すぐに安い値段で転売したり、質入して現金を取得したような場合。

破産手続開始の申し立ての日の1年前から破産手続開始決定の日までの間に返済不能の状態であるにもかかわらず、そういう状態でないかのように詐術を使って債権者を信用させて金銭を借り入れたような場合。

虚偽の債権者名簿を裁判所に提出したり、裁判所に財産状態について虚偽の陳述をしたような場合。

免責の申し立て前7年以内に免責を得たことがある場合。

破産法の定める破産者の義務に違反した場合。

しかし、破産法に定める上記のような不許可事由があっても、破産者が生活を立て直し、まじめに取り組んでいるなど、破産者に同情の余地がある場合には、裁判官の裁量で免責許可決定がされる場合もあります。実際に、免責申し立てをした破産者の90%以上が免責許可決定を受けています。

⑥ クレジットカウンセリング

破産申し立て人に対するクレジットカウンセリングを義務づける破産法がアメリカで2005年に成立しました。クレジットカウンセリングというのは、債務者の生活再建に向けて、専門のカウンセラーが精神的な安定を与えたり、家計運営上のアドバイスをしながら、収入に見合った返済計画を立てていく作業です。アメリカで発達し、カナダなどでも採用されています。

日本でも、弁護士と消費生活アドバイザーが協力して債務者のカウンセリングにあたる、日本クレジットカウンセリング協会が1986年に設立されました。現在、東京・名古屋・福岡に相談窓口が開設されています。

1 『教材』活用法

本章では、『教材』を学校や家庭で利用してもらった場合の活用方法を考えてみました。これは一例にすぎませんので、読者の皆さんのそれぞれの立場で経験と工夫をもち寄って、『教材』をいろいろに活用して下さい。日常生活のできごとを『教材』の内容と結びつけて話題にされれば、青少年たちにはより理解しやすいものと思います。この『教材』が広く学校や家庭で利用されることによって、青少年たちが消費者信用に対する正しい知識と健全な金銭感覚を身につけることができると願っています。

◆ 学校教育のなかで

食品の安全、欠陥商品などいわゆる消費者問題が多発し、多様化する今日、学校教育に消費者教育を求める声がとみに強まっています。とくにキャッチセールスなどの悪質商法の被害やクレジットトラブルの多発が契機となって、金銭教育やクレジットやカードなどの消費者信用の問題を学校教育で取り上げることは、緊要な課題になっています。

それは、複雑な経済社会のなかで、被害にあわないための知識やノウハウを知ることはもとより、膨張するカード社会においてどのような家庭生活を営むか、あるいは取り引き社会のなかで、青少年や高齢者などの“社会的弱者”を犠牲にする加害者側に立たないためにどうすべきかなど、一生の生き方にかかわる問題に連なるものです。

この『教材』は、クレジットカードや消費者ローンなどの消費者信用のしくみと今日の経済の根幹をなす“金利”について基本的な知識を身につけてもらうことを目的とし、クレジット時代の下で、自立した生活者として計画的な生活設計が必要であることを子どもたちとともに具体的に考えていけるよう編集されています。ホームルームでのクラス討論や公民科、家庭科、商業科などそれぞれの教科や、「総合的な学習の時間」における独自の展開も可能です。先生方の創意ある活用を期待します。以下、参考までに、活用の視点を例示します。

ホームルーム活動での活用例

中学や高校を卒業して社会人になったり、大学生になればすぐにクレジットやカードを利用する機会にぶつかります。今日、自らクレジットやローンの落とし穴に落ちこんだり、保証人になった友人を巻き添えにする若者のトラブルが増えています。消費者信用について基本的な教育を十分に受けることなく、何らの防衛手段ももたないまま“便利さ”だけを吹きこまれて社会に送り出されたとすれば、当然の結果といえましょう。「学校でもっと教えてくれればよかったのに！」という卒業生の声もあります。公民科や家庭科などの教科で深められることが重要ですが、ホームルーム活動や、卒業をひかえた期末の時限を利用してのクラス討論の場は有効に思えます。ぜひとも、在学中、多くの生徒にこの『教材』くらいは読ませたいものです。中学生と高校生では、それぞれ習得している社会科学的な知識に違いはありますが、物に対する欲求・関心にはあまり差がないようですので、日常生活における具体的な例をとりあげて解説や討論をすることで、子どもたちの発達段階に応じた活用ができるでしょう。

【視点】

学習目的を話し、一定の時間を計画的に設定する必要があります。できるだけ連続して学習した方が効果があると考えられます。

身近な事例を取り上げて、多くの生徒に共通する具体的なケース学習として活用することもできるでしょう。

集団で学習する場合、とかく「自分には関係がない」となりがちですが、多様な事例や資料から“他人ごと”ではないことを理解させることが重要です。

生徒だけでなく、親にも学習してもらうため、PTAの会合で取り上げたり、三者（生徒・親・教師）で内容を決めて、学習することも可能です。

【学習の定着のための活動例】

生徒の買いたいもの（欲しいもの）ベスト1を調査してみましょう。購入すると仮定してその金額を調べ、どんな購入方法があるか考えさせます。

上記のものを買わないと仮定して、その代わりにどんな工夫があるか考えさせます。

生徒に、家計状況を保護者に聞くなどして収入と支出にどのくらいお金がかかっているか、調べさせることも考えられます。家計の実態を知ったうえで、現在の自分の生活や教育のためにかかる費用、近い将来の自分（入学や就職など）にかかる費用を調べさせ、生活に本当に必要なものは何かを見直しできるような生活感覚をもたせたいものです（典型的事例を使ってもよい）。

悪質な商法の事例や新聞記事をもとに、その被害者にならないようにするだけでなく、加害者になる場合もあることを認識させ、なぜ、どのようなとき加害者になるのか、原因・背景を考えさせます。

具体的な事例を設定して、クレジットやローンの利息や返済金の計算もしてみます。

公民科での活用例

今の世の中で、ひとつの家族（ひとりの人間）が、人間らしい生活をするには、どれだけの収入が必要なのか、また一方、実際の賃金水準は、男女・年齢別の平均ではどのくらいなのか、という働く者の生活実態も明らかにして、現実の生活について考えさせていくことが、公民科の学習を深めるうえでも有効です。

高校の「現代社会」、「政治・経済」の中の経済学習や「倫理」の学習の中でも関連して扱える題材です。今後、高度情報化がいつそう進む社会になって、いわゆるカード社会・「携帯」社会・インターネット社会はさらに進化するでしょうし、一方、プライバシー保護の問題も急務となってくるでしょう。カード社会のしくみを理解させ、同時に、高度情報化社会とプライバシー保護の問題などについても関連させて考えさせていく必要があると思います。

【視点】

新聞記事から、カード・クレジット・多重債務問題など関連あるものを集め、消費者

信用の現状と問題点をまとめさせ、発表させましょう。新聞クリッピングは社会認識を深める作業として有効です。

クレジット社会・カード社会の問題点の背景・原因を経済的側面から考えさせましょう。

同様に社会的背景を、人間の生き方・価値観、民主社会の形成などの面からまとめさせ討論させましょう。今を思う存分楽しむ生き方をどう考えるか、クレジット利用の問題と絡めて自由な意見交換ができるでしょう。

借金をしないで生活するにはどうしたらよいか、まとめさせましょう。社会保障・福祉の水準を考察する際に、生活保護の受給水準や平均的な必要家計費なども調べさせましょう。

【「現代社会」からの関連項目の抜粋】

現代社会の特質	マスコミと大量生産・大量販売・大量消費
現代の経済社会・現代経済の特徴	商品経済と企業、賃金と利潤、国民所得
経済活動の在り方	金融のしくみ、企業の経済活動における社会的責任
経済の調和ある発展・労働条件の改善と福祉の向上と福祉の実現	賃金、労働時間、日本の社会保障
消費者保護と資源・環境保全	消費者運動と行政
日本国憲法と国民生活・日本国憲法の制定と基本原理	基本的人権の保障
よく生きることと生きがいの追求	人間の生き方と価値観
民主社会の倫理・ヒューマニズムと現代	民主主義の倫理、自由と責任、権利と義務、法と規範、現代の問題状況

家庭科での活用例

家庭科では、一人一人が自立した消費者・生活者となるために、なるべく生徒の身近な事例を用いて学習を進めることが大切です。「家庭総合」、「家庭基礎」などの各科目では、家庭の経済生活、消費者の権利と責任などについて理解させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、環境にまで配慮した消費行動がとれるようにすることをねらいとしています。とくに、高等学校家庭科では、消費者の権利と責任について、契約、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うことが求められています。しかも、これらの学習は、経済のしくみや法律ともかかわって、難解な事項が多いように思われます。公民科などとの連携を図るとともに、最新の情報を入手したり本誌を活用したりして、消費者として主体的な行動がとれるように指導を進めていただくことが期待されます。

【視点】

一人暮らしをすると仮定して、生活費がどのくらいかかるかを計算させるなどが考えられます。その際、マンションを借りるとか、車が欲しいのでローンを組むなどの事例

を取り上げるとよいでしょう。契約にあたって、どんな条件が求められているのか、また、費用はどのくらいかかるのかなど、利息計算や契約書への記入などの具体的な事項を含めて取り扱い、消費者としての主体的な判断の必要性について考えさせましょう。

店舗販売、通信販売、訪問販売などの販売方法の特徴と契約の内容と条件について調べさせることなどが考えられます。その際、返品、取り替えの可・不可などについて、資料などをもとに調べさせましょう。

さまざまなクレジットカードとその約款のコピーを持ち寄り、クレジットの種類、機能、それぞれの特徴や使用にあたっての留意事項などについて、比較検討することなどが考えられます。その際、クレジットカードを持つということの意味や契約の重要性について、しっかり認識させるようにすることが重要です。

消費生活センターなどで、消費者のトラブルになっている事柄について調べ、どこに問題があるのかについて、グループ討論することなどが考えられます。その際、近年若者の被害が大きくなっているインターネット取引引きについても取り上げ、具体的に検討するようにしましょう。

商業科での活用例

「ビジネス基礎」、「経済活動と法」などの科目で活用できます。ビジネスと売買取引に関連した学習で、カード・クレジット・消費者金融会社の問題点やしくみについて取り上げることができます。「財産権と契約」という点で、契約概念の具体例として、学習内容に取り組むこともできるでしょう。

【視点】

契約をめぐる相談や苦情が多いのですが、クレジット契約書の文面を実際に読ませたうえ、なぜ読む人が少ないのか、形式・体裁などの問題点を検討させましょう。

消費者保護の法規制から契約の解除ができる制度を調べ、実際に契約を解除させるクーリングオフの文章を書かせてみましょう。

悪質な商法の事例を集め、その問題点や原因・背景について話し合ひましょう。

「総合的な学習の時間」における活用例

新学習指導要領において新設された「総合的な学習の時間」のねらいは、以下の通りです。

(1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。

(2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。

具体的な活動例としては、以下の諸点を学習指導要領で例示していますが、各学校が生徒の実態に応じて、自主的に展開することができます。

ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動

- イ 生徒が興味・関心，進路等に応じて設定した課題について，知識や技能の深化，総合化を図る学習活動
- ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

「総合的な学習の時間」を展開するにあたって大切なことは，生徒の自主的な取り組みを尊重し学習を支援していくことです。それとともに，調査研究，発表や討論など体験的な学習，問題解決的な学習やグループ学習などの多様な学習形態を工夫することが求められています。

テーマは，「高校生の金銭感覚」，「高校生と消費生活」，「身近な消費者問題を考える」，「ひとりだちのためのファイナンシャル・プランニング」など総合的，横断的な内容を提示し，この『教材』（『きみはリッチ？ 多重債務に陥らないために』）が，活用できることをガイダンス等の際に説明して下さい。

生徒が，興味・関心を深めるための動機づけとして，以下のような切り口があることを紹介して下さい。

ヤミ金融って何だろう？ その現状・背景・実態・被害・対策を追究する！

若者は多重債務者の予備軍か？ 若者の消費生活に迫る！

駅前でもらった貸金業者のティッシュから考える

金利とは何か，金利理解がきみを救う！

私たちの金銭感覚 収支に見合った生活は可能か？

金融情報を探る 駅前広告からTVコマーシャルが狙うもの

クレジットカードは万能か？ 貸し借りの世界をのぞく

弁護士もCMの時代か？ 車内広告で多重債務相談をPR

❖ 家庭生活のなかで

お子さんとの対話の機会も増えます！

どこの家庭にも，多少なりとも借金はあるのかもしれませんが。また，借金のできる人は社会的信用のある人ともいわれています。しかし，その借金に押しつぶされ，道を誤るようになってはたいへんです。

ある高校生が，家庭にあったクレジットカードを使ってキャッシング（金を借りる）をしてみたところ，10万円が出てきました。面白くなった少年は次から次へとキャッシングをし，ついに40万円もの大金を手にしたという話もあります。

カードを機械に入れれば，いとも簡単にお金が出てくることから，この少年には全く借金意識がなく，ほとんどを遊びに使ってしまいました。クレジット会社から督促があってはじめて親が知り，消費生活センターに相談することになったケースです。

消費生活の基礎である金銭の価値を認識し，クレジットやカードのしくみをきちんと理解しておくことが現代人の生活には不可欠になりました。また，物心ともに豊かな生活をおくるためにも大切な条件のひとつです。

このような内容の教育には、学校教育の場ばかりでなく、家庭教育として、保護者の果たす役割がきわめて大きくなります。その意味で、この『教材』は、家庭教育の参考書でもあります。また、この『教材』を囲んで、話し合うための話題も提供してくれることでしょう。

子どもたちの将来のために、保護者の労働経験や家計支出のやりくりの工夫など、愚痴ではなく事実を語り伝えることも必要です。新しい状況を生きる子どもたちのために、保護者の体験から伝えるべきものがあるでしょう。困難や苦しみとともに人生で大切なもの、人間らしい生活とは何かを話すときに、この『教材』(『きみはリッチ？ 多重債務に陥らないために』)は、そのなかだちになると思います。



12 相談窓口案内

① 消費生活センター

全国に約500箇所設置されている消費生活センター（生活センターなど名称はさまざま）では、さまざまな消費者トラブルの相談を扱っていますが、近年はクレジット関連の契約トラブルのほかにも、多重債務で返済が困難になった人からの相談が増えています。

いわゆる悪質商法と呼ばれるようなクレジットで購入した商品やサービスの解約の相談では、センターの消費生活相談員が直接事業者に事情を問い合わせたり、消費者に助言をすることができますが、多重債務相談の場合は弁護士会など、ほかの機関を紹介することが一般的に行われています。

② 弁護士会・司法書士会

消費者金融会社やクレジット会社、銀行などからの借り入れが家計を圧迫し、日々の生活が困難と感じるほどになったとき、頼りになるのが法律の専門家でしょう。各地の弁護士会や市区町村が行う無料法律相談は予約制ですが、早期の解決の手がかりを得ることができます。任意整理や個人再生手続き、自己破産手続きなど具体的な作業に着手してもらうには、相当の費用がかかりますが、悪質な取り立てなどを回避することが可能となります。2003年の司法書士法改正により、一定の講習を修了した司法書士には簡易裁判所の訴訟代理権が与えられるようになりました。したがって、金額が簡易裁判所で扱われる限度内（現在140万円）であれば、任意整理などの手続きを司法書士に依頼することもできます。

③ 日本司法支援センター（法テラス）

相談は無料であり、経済的余裕のない人に対し、弁護士費用や司法書士費用の立て替えも行っています。

④ カウンセリング機関

日本クレジットカウンセリング協会（03-3226-0121）

弁護士と消費生活アドバイザーが相談（無料）にのり、利息制限法にもとづく金利による返済すべき元本と利息の再計算を行い、4年程度で返済可能なプランを作成します。現在全国3箇所（東京都新宿区、福岡県福岡市、愛知県名古屋市）で事業を行っています。クレジット会社のほか消費者金融会社と銀行が資金拠出を行う財団法人です。



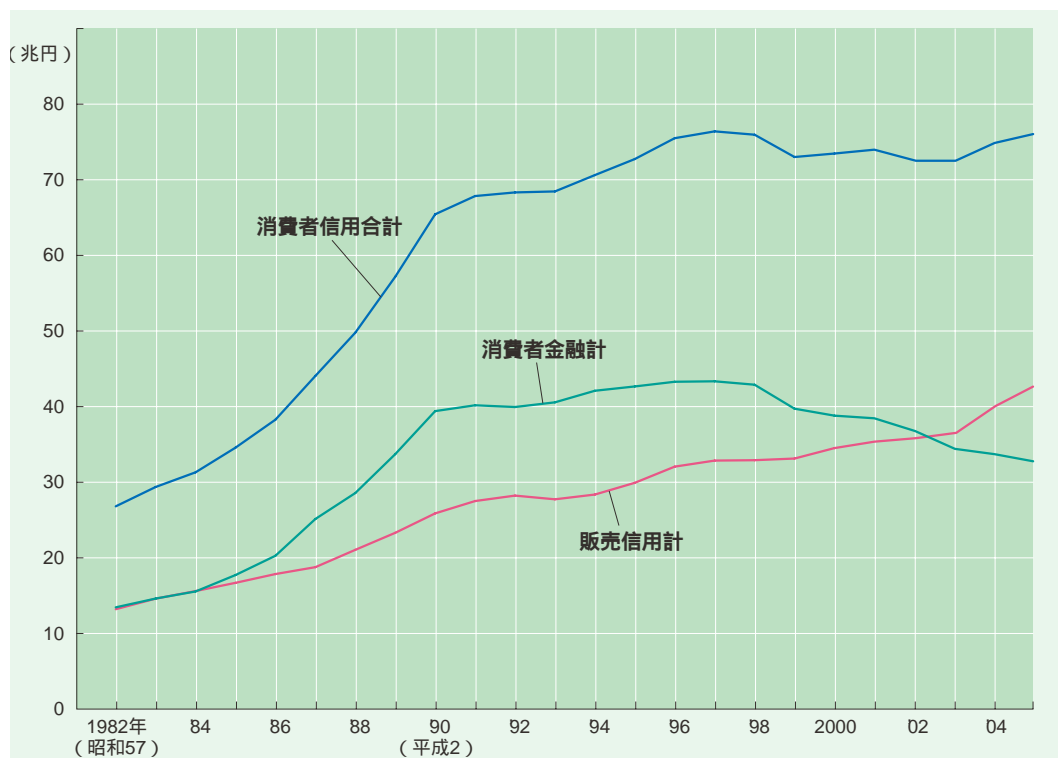
情報源（ホームページ）

日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
日本司法支援センター（法テラス）
国民生活センター
財団法人 消費者教育支援センター
財団法人 日本クレジットカウンセリング協会
金融広報中央委員会

<http://www.nichibenren.or.jp/>
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>
<http://www.houterasu.or.jp/>
<http://www.kokusen.go.jp/>
<http://www.consumer-education.jp/>
<http://www.jcca-f.or.jp/>
<http://www.shiruporuto.jp/>

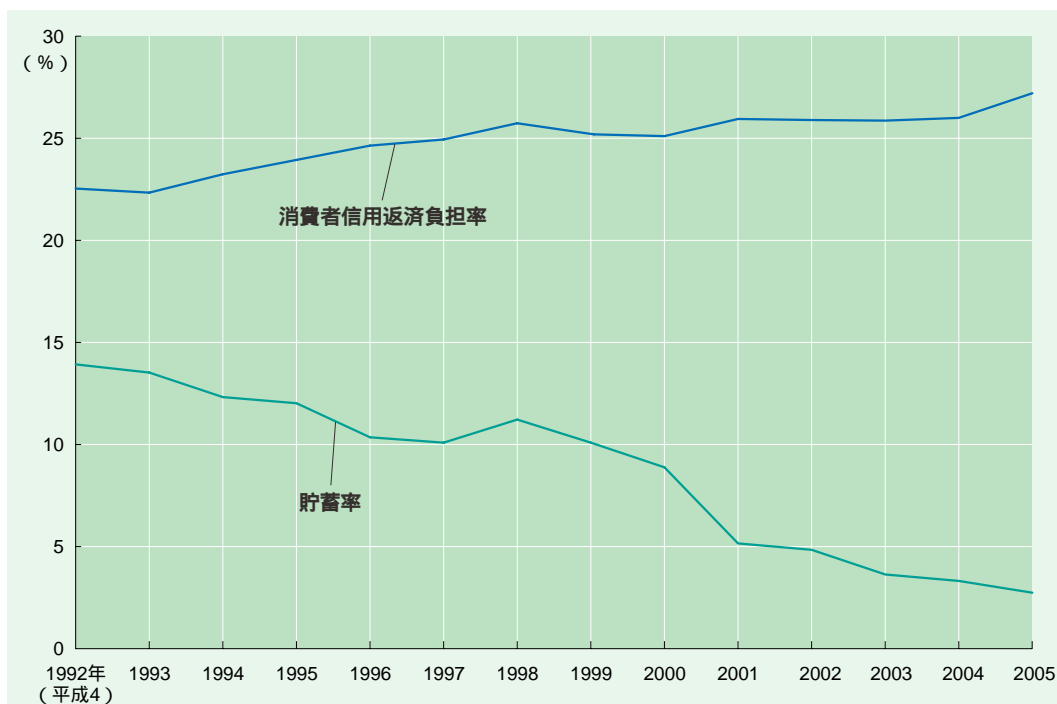
参考資料

① 消費者信用の内訳と信用供与総額の推移



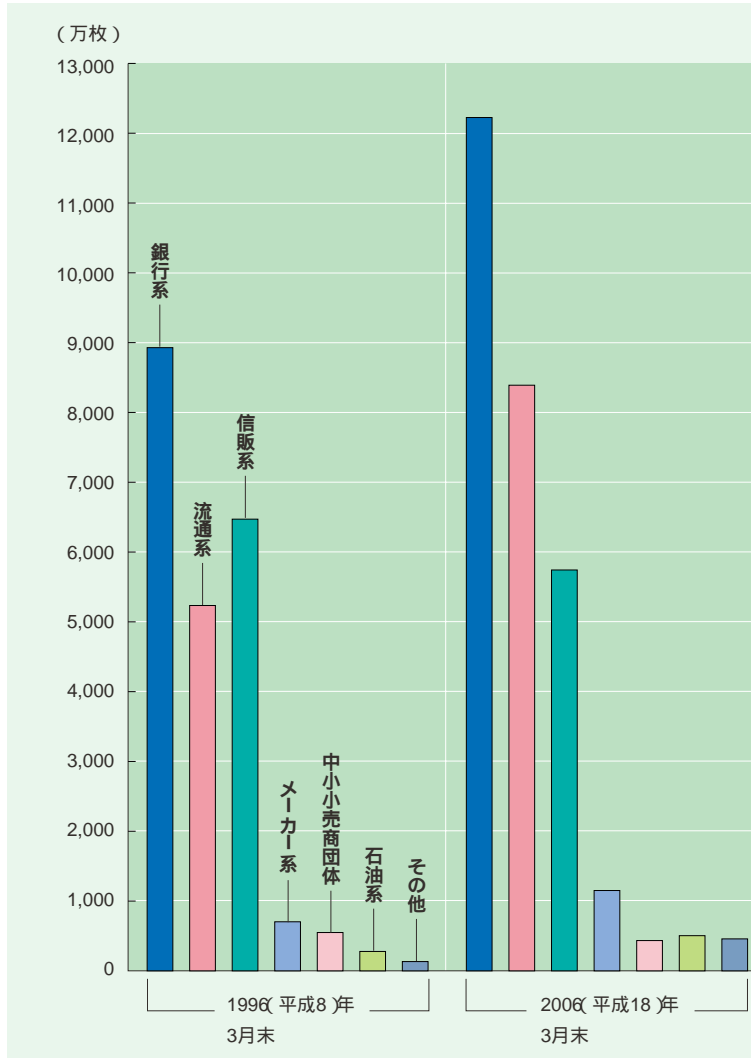
(出典：社団法人 日本クレジット産業協会 『日本の消費者信用統計 平成19年版』)

② 消費者信用返済負担率および貯蓄率の推移



(出典：社団法人 日本クレジット産業協会 『日本の消費者信用統計 平成19年版』)

③ 系列別クレジットカード発行枚数(実数)



- (注)1. 銀行系は、銀行系クレジットカード会社各グループ及び地銀バンクカードの自社カードの合計
 2. 流通系は、百貨店、量販店、流通系クレジットカード会社の自社カードの合計
 3. 信販系は、割賦購入あっせん登録業者のうち、他の系列に属さないものの自社カードの合計
 4. メーカー系は、電機メーカー系クレジット会社、自動車メーカー系クレジット会社の自社カードの合計
 5. 中小小売商団体は、日本専門店会連盟、エヌシー日商連、全国中小企業団体中央会加盟会員の自社カードの合計
 6. 石油系は、石油元売会社、石油系クレジット会社の自社カードの合計
 7. その他は、ホテル、旅行者、航空会社などの自社カードの合計

(出典：社団法人 日本クレジット産業協会ホームページ)

4 約定金利の分布

(単位：社，%)

	サンプル数	10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～29.2%未満	29.2%
全体	602 100.0	13 2.2	10 1.7	40 6.6	89 14.8	297 49.3	153 25.4
【貸付残高】 3千万円未満	227 100.0	7 3.1	5 2.2	13 5.7	20 8.8	95 41.9	87 38.3
3千～1億円未満	178 100.0	1 0.6	3 1.7	14 7.9	18 10.1	95 53.4	47 26.4
1億～10億円未満	127 100.0	2 1.6	2 1.6	9 7.1	29 22.8	68 53.5	17 13.4
10億～100億円未満	38 100.0	3 7.9	—	4 10.5	10 26.3	19 50.0	2 5.3
100億～500億円未満	12 100.0	—	—	—	2 16.7	10 83.3	—
500億～5,000億円未満	16 100.0	—	—	—	7 43.8	9 56.3	—
5,000億円以上	4 100.0	—	—	—	3 75.0	1 25.0	—

(出典：社団法人 全国貸金業協会連合会 『貸金業白書18年版』)

5 調達金利の分布

(単位：社，%)

	サンプル数	平成17年3月期						平成18年3月期					
		自己資金	1～3%未満	3～5%未満	5～7%未満	7～10%未満	10%超	自己資金	1～3%未満	3～5%未満	5～7%未満	7～10%未満	10%超
全体	521 100.0	282 54.1	74 14.2	65 12.5	48 9.2	37 7.1	15 2.9	283 54.3	74 14.2	64 12.3	51 9.8	34 6.5	15 2.9
【貸付残高】 3千万円未満	198 100.0	159 80.3	8 4.0	5 2.5	7 3.5	10 5.1	9 4.5	159 80.3	8 4.0	6 3.0	7 3.5	9 4.5	9 4.5
3千～1億円未満	147 100.0	91 61.9	13 8.8	22 15.0	9 6.1	8 5.4	4 2.7	92 62.6	12 8.2	21 14.3	10 6.8	7 4.8	5 3.4
1億～10億円未満	114 100.0	31 27.2	26 22.8	25 21.9	16 14.0	14 12.3	2 1.8	31 27.2	26 22.8	24 21.1	19 16.7	13 11.4	1 0.9
10億～100億円未満	34 100.0	1 2.9	8 23.5	7 20.6	13 38.2	5 14.7	—	1 2.9	8 23.5	8 23.5	12 35.3	5 14.7	—
100億～500億円未満	11 100.0	—	6 54.5	2 18.2	3 27.3	—	—	—	6 54.5	2 18.2	3 27.3	—	—
500億～5,000億円未満	13 100.0	—	9 69.2	4 30.8	—	—	—	—	10 76.9	3 23.1	—	—	—
5,000億円以上	4 100.0	—	4 100.0	—	—	—	—	—	4 100.0	—	—	—	—

(出典：社団法人 全国貸金業協会連合会 『貸金業白書18年版』)

金融広報中央委員会とは？

金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局内）は、健全で合理的な家計運営のために、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立公正な立場からの正確でわかりやすい「金融経済情報の提供」と一人ひとりが賢い消費者として自立するための「金融経済学習の支援」を積極的に展開しています。

執筆	弁護士	宇都宮健児
	横浜国立大学教授	西村 隆男

平成15年7月 発行
平成18年3月 改訂
平成19年10月 改訂

きみはリッチ？ 多重債務に陥らないために 指導書

編集・発行 **金融広報中央委員会**
(事務局 日本銀行情報サービス局内)
〒103 - 8660 東京都中央区日本橋本石町2 - 1 - 1
03-3279-1111(代表) [http:// www.shiruporuto.jp/](http://www.shiruporuto.jp/)

編集協力 株式会社 清水書院

印刷 図書印刷株式会社

指導書

気をつけよう!
カードとお金の
使い方。



カード君

知るぽると

金融広報中央委員会

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

(事務局 日本銀行情報サービス局内)

<http://www.shiruporuto.jp/>

2007.10